

中央区障害福祉計画策定委員会
報告書

平成 19(2007)年 2 月

はじめに

中央区障害福祉計画策定委員会は、平成 18（2006）年 7 月 20 日、区長から「障害福祉計画策定に際しての基本的な考え方」及び「障害福祉計画に盛り込むべき課題及び施策」について、検討するよう依頼を受けました。

本策定委員会は、これまで「障害のある人の自立を支援し安心して暮らせる地域社会の実現」を基本目標に掲げ、計画に盛り込むべき課題及び施策の方向性等について審議を進め、そのプロセスで各委員より寄せられた意見や施策への提言をもとに、本報告書を取りまとめることができたものと考えております。

今後、この報告を区にしっかりと受けとめていただき、「中央区障害福祉計画」に反映していただくよう期待するものです。

最後に、この報告を行うにあたり、ご尽力いただいた関係の方々に心からお礼申し上げます。

平成 19（2007）年 2 月 28 日

中央区障害福祉計画策定委員会
委員長 高橋 紘 士

目 次

第 1 章 中央区障害福祉計画の基本的考え方	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の基本的方向と目標.....	1
3 障害福祉施策の改革の方向性.....	2
4 計画の性格.....	5
5 計画期間.....	6
6 計画の策定体制.....	6
7 計画の評価体制.....	6
第 2 章 障害福祉を取り巻く現状と課題	7
1 障害者の状況.....	7
2 暮らしの状況.....	16
3 就労の状況.....	22
4 障害福祉サービスの利用状況.....	29
第 3 章 計画の方向性	43
1 計画の体系.....	43
2 施策展開の方向性.....	44
3 平成 23 年度までに達成すべき目標.....	57
第 4 章 障害福祉サービス量等の見込み	59
1 障害福祉サービス量の見込み.....	59
2 地域生活支援事業量の見込み.....	64
資 料 編	66
1 障害者自立支援法に基づく事業以外の主な事業.....	66
2 中央区障害福祉計画策定委員会設置要綱.....	69
3 中央区障害福祉計画策定委員会委員名簿.....	71
4 中央区障害福祉計画策定委員会検討経過.....	72
5 用語の説明.....	73

第 1 章 中央区障害福祉計画の基本的考え方

1 計画策定の趣旨

- ノーマライゼーション（75 頁参照）の理念のもと、障害のある人の立場に立った制度とするため、身体障害及び知的障害のある人の福祉サービスについては、平成 15（2003）年 4 月に、行政がサービス内容を決定する「措置制度」から、利用者自らサービスを選択し事業者との契約によりサービスを利用する「支援費制度」に移行しました。
- 平成 17（2005）年 10 月には障害者自立支援法が成立し、障害福祉施策が抜本的に改革されました。「支援費制度」では対象となっていなかった精神障害のある人も含め、すべての障害のある人が必要なサービスを安定的かつ効率的に利用できるようになり、平成 18（2006）年 4 月から（一部は平成 18（2006）年 10 月から）施行されています。
- 中央区障害福祉計画は、障害者自立支援法の趣旨を踏まえ、区における障害福祉サービス等の展開の方向性を明確にするとともに、その提供体制の確保に関する基本的事項を定めるものです。

2 計画の基本的方向と目標

- 中央区においては、平成 16（2004）年度に策定した「第二次中央区保健医療福祉計画」の中で、区における障害者施策の方向性として、障害のある人が住み慣れた地域で快適に暮らすことを目標に、「地域生活を支援するしくみの構築」「社会的自立と社会参加の推進」「地域の理解と交流の推進」という 3 つの方向性を示し、そのために必要な施策の展開に取り組んでいるところです。
- 中央区障害福祉計画は「第二次中央区保健医療福祉計画」が示す施策の方向性を継承しつつ、障害者自立支援法の理念に基づき、次の基本目標を掲げ、計画の推進を図ることが重要です。

障害のある人の自立を支援し安心して暮らせる地域社会の実現

3 障害福祉施策の改革の方向性

(1) 障害者自立支援法に基づく制度の概要

- 平成 18（2006）年 4 月（一部は平成 18（2006）年 10 月）に施行された「障害者自立支援法」に基づく新制度の概要は、次のとおりです。

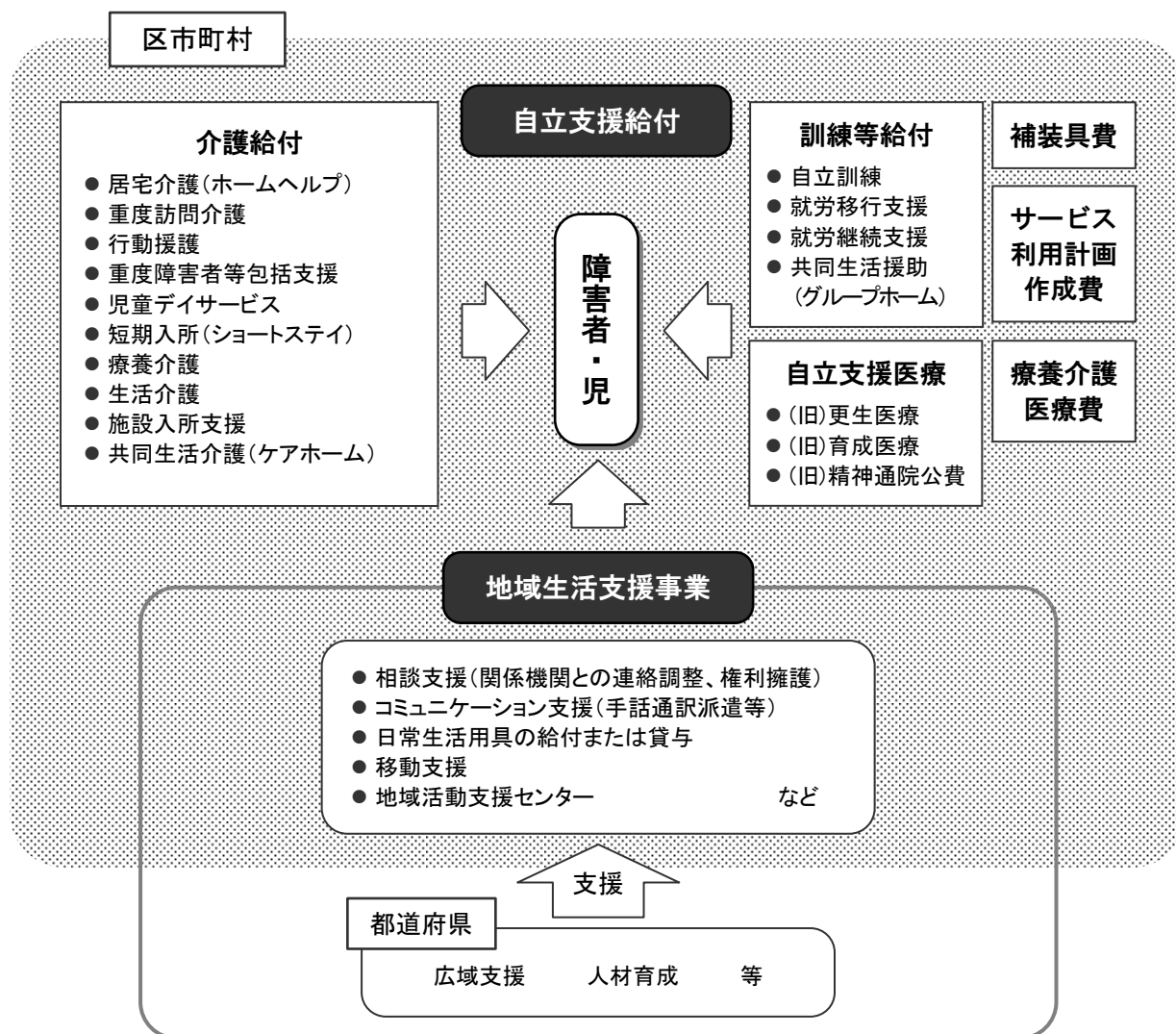
[障害者自立支援法に基づく制度の概要]

障害福祉サービスの一元化	◆ 障害の種別や年齢によって複雑に組みあわされていた制度を、共通の制度に一元化 ◆ 福祉サービスの提供主体を区市町村に一元化
施設・事業体系の再編とサービスの計画的な整備	◆ 既存のサービス体系を、機能に着目して再編 ◆ 地域生活支援、就労支援のための事業や重度障害者を対象としたサービスを創設 ◆ 「障害福祉計画」策定による計画的なサービス基盤の整備
就労支援の抜本的強化	◆ 新たな就労支援事業の創設による、施設での就労から企業等での就労への移行の促進 ◆ 雇用施策との連携の強化による就労支援の推進
支給決定のしくみの透明化・明確化	◆ 支援の必要性に関する客観的な尺度（障害程度区分）の導入 ◆ 審査会の設置やケアマネジメントの制度化等、支給決定手続きの透明化
安定的な財源の確保	◆ 国の費用負担責任の強化 ◆ 利用量・所得に応じた負担への利用者負担の見直し ◆ 公費負担医療制度の「自立支援医療費制度」への移行と利用者負担の見直し

(2) 障害者自立支援法に基づくサービスの全体像

- 障害者自立支援法に基づくサービスの対象者は、身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児です。
- サービス内容は、全国一律のしくみとして、障害のある人に個別に給付が行われる「自立支援給付」と、区市町村ごとに地域特性や利用者の状況に応じて実施する「地域生活支援事業」に大別されます。
- 「自立支援給付」は、「障害福祉サービス」（「介護給付」及び「訓練等給付」）「自立支援医療」（74頁参照）「補装具費」「サービス利用計画作成費」「療養介護医療費」で構成されます。

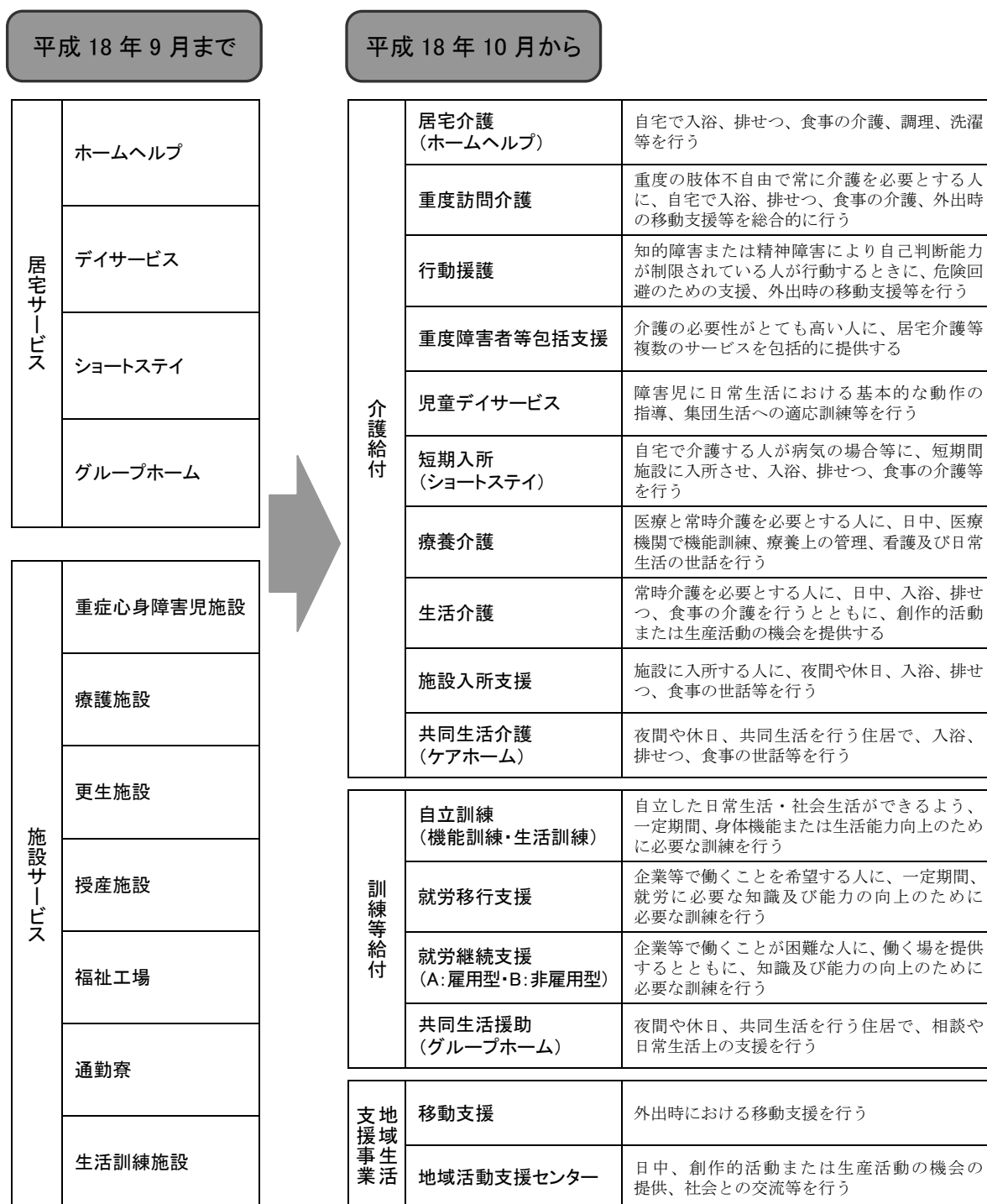
[障害者自立支援法に基づくサービスの全体像]



※地域生活支援事業の内容や利用手続きの方法は、区市町村によって異なる。

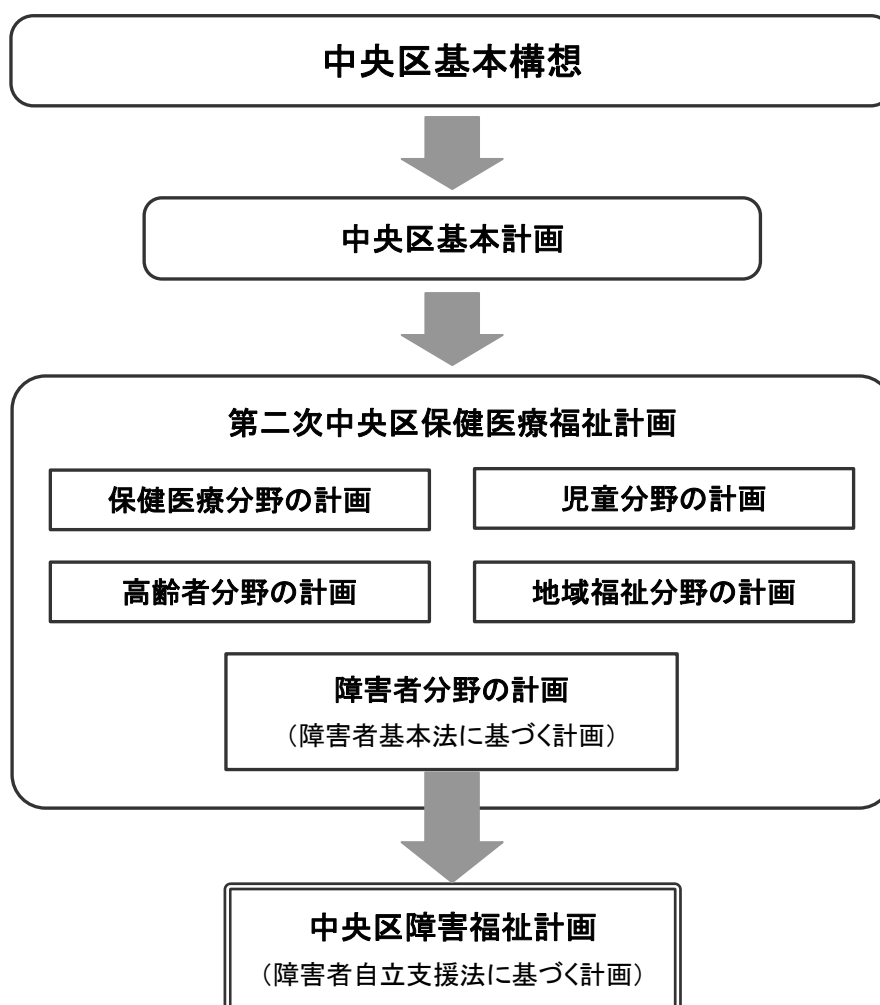
○ 福祉サービスの体系は、平成 23 年度までに新たな体系へと再編することとなります。

[福祉サービス体系の再編]



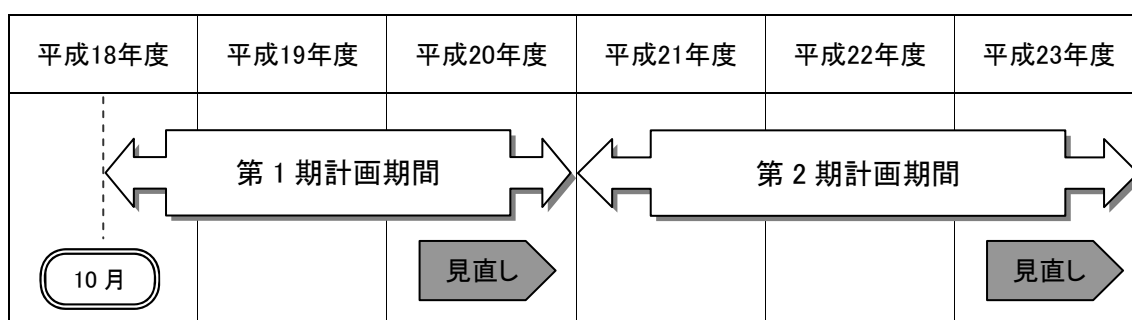
4 計画の性格

- 「中央区障害福祉計画」は、障害者自立支援法によりすべての区市町村に策定が義務づけられている「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉サービス等の提供体制を整備し、円滑な実施を確保するために定める計画です。
- この計画は、本区の保健・医療・福祉分野の総合的な計画である「第二次中央区保健医療福祉計画」(平成17(2005)年度から平成21(2009)年度)における障害者分野について、福祉サービス等のあり方を具体的に定めるものです。
- 「中央区基本構想」及び基本構想が掲げる区の将来像を実現するために策定された「中央区基本計画」(平成17(2005)年度から平成22(2010)年度)との調和を図る必要があります。



5 計画期間

- 障害福祉計画は、3 年を 1 期とする計画ですが、障害者自立支援法に基づく新体系の事業が平成 18（2006）年 10 月から施行されることから、第 1 期の計画期間は、平成 18（2006）年 10 月から平成 20（2008）年度までの 2 年 6 か月間とします。
- 平成 20（2008）年度には必要な見直しを行い、平成 21（2009）年度から平成 23（2011）年度までの計画へと、改定していくこととなります。



6 計画の策定体制

- 学識経験者、医療関係団体・福祉サービス事業者・福祉関係団体・就労関係機関・教育機関の代表、区民代表及び区職員で構成される「中央区障害福祉計画策定委員会」において、計画の策定に向けた検討を行いました。
- 区内障害者団体との意見交換会、策定委員会の中間報告の公表やパブリックコメントなどの機会を通じて、障害のある人やその家族、区民の意見・要望を十分に把握し、計画への反映を図りました。

7 計画の評価体制

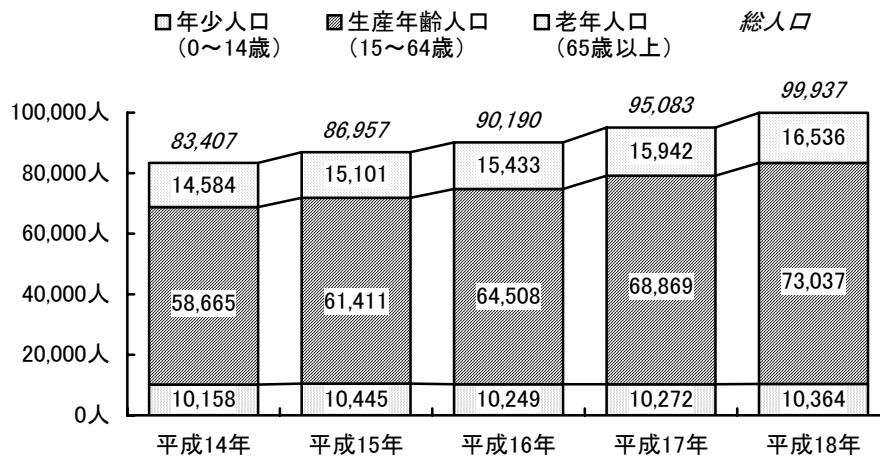
- 計画を着実に推進していくため、区民や学識経験者などの第三者を含めた協議会を設置し、各年度において、計画の進ちょく状況の点検及び達成状況の評価を行う必要があります。

第2章 障害福祉を取り巻く現状と課題

1 障害者の状況

(1) 人口の推移

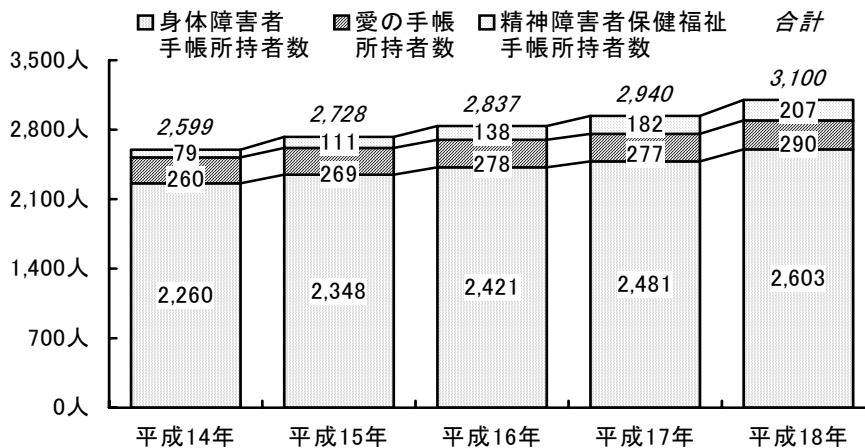
[人口の推移]



※資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）。

(2) 障害者数の推移

[障害者手帳所持者数の推移]



※資料：障害者福祉課（各年4月1日現在）。

※身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を2種類以上所持している人の人数は、それぞれに計上している。

[精神障害者数の推移]

	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年
精神障害者保健福祉手帳所持者数	79 人	111 人	138 人	182 人	207 人
自立支援医療認定を受けている 精神障害者数	242 人	442 人	516 人	635 人	594 人

※資料：障害者福祉課（各年 4 月 1 日現在）。

※自立支援医療とは、平成 17 年度までの精神障害者通院医療費公費負担制度のことである。

[障害者手帳所持率の比較]

	平成 14 年	平成 17 年		
	中央区	中央区	東京 23 区	全国
身体障害者手帳所持率	2.71%	2.61%	2.79%	3.68%
愛の手帳(療育手帳)所持率	0.31%	0.29%	0.42%	0.50%
精神障害者保健福祉手帳所持率	0.09%	0.19%	0.28%	0.29%
合 計	3.11%	3.09%	3.49%	4.47%

※各年 4 月 1 日現在。

※資料：①障害者手帳所持者数：中央区・東京 23 区：「特別区の統計」（特別区協議会）、

「東京都精神保健福祉の動向」（東京都立中部総合精神保健福祉センター）。

全国：「福祉行政報告例」「衛生行政報告例」（厚生労働省大臣官房統計情報部）。

②人口：中央区・東京 23 区：「住民基本台帳による世帯と人口」（東京都総務局）。

全国：「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」（総務省自治行政局）。

※障害者手帳所持率＝障害者手帳所持者数÷住民基本台帳人口。

現 状

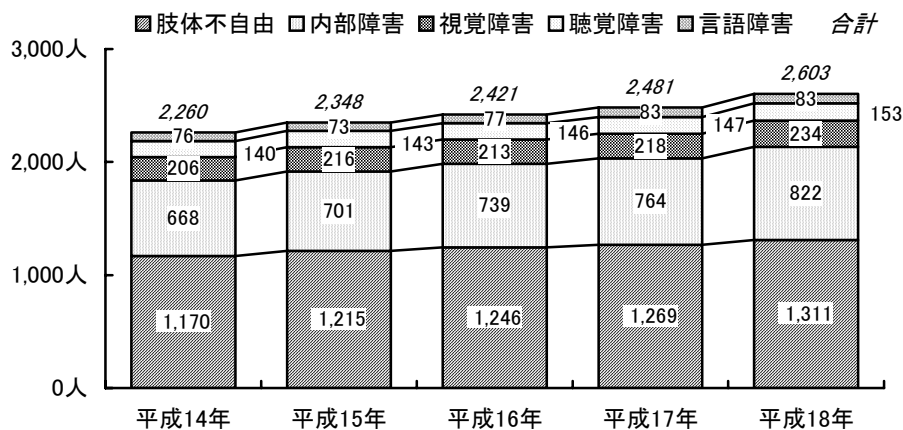
- 本区の総人口は増加傾向にあり、平成 18 年 4 月 1 日現在 99,937 人となっています。平成 14 年時点と比較すると、1.2 倍に増加しています。
- 本区における障害者手帳所持者数は、平成 18 年 4 月 1 日現在、身体障害者手帳所持者数 2,603 人、愛の手帳（知的障害のある人の手帳）所持者数 290 人、精神障害者保健福祉手帳所持者数 207 人となっています。また、自立支援医療認定を受けている精神障害者数は 594 人という状況です。
- 平成 14 年時点と比較すると、身体障害者手帳所持者数は 1.2 倍、愛の手帳所持者数は 1.1 倍に増加しています。さらに、精神障害者保健福祉手帳所持者数は 2.6 倍、自立支援医療認定を受けている精神障害者数は 2.5 倍と大幅な増となっています。
- 精神障害者保健福祉手帳所持者数が、自立支援医療認定を受けている精神障害者数の 3 割強となっているのは、手帳を所持していなくても自立支援医療を受けられるためと思われます。
- 平成 17 年 4 月 1 日現在の本区の障害者手帳所持率（人口に占める障害者手帳所持者数の割合）は、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳いずれも、東京 23 区平均、全国平均に比べ低い状況です。平成 14 年時点と比較すると、身体障害者手帳及び愛の手帳の手帳所持率は減少していますが、精神障害者保健福祉手帳所持率は増加しています。

(3) 身体障害者の状況

[身体障害者手帳所持者の障害の種類]

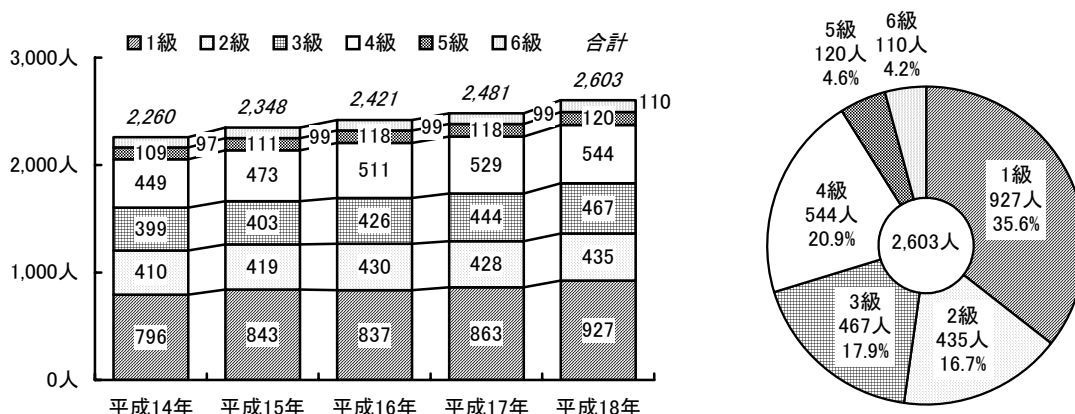
		平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	
						人数	構成比
視覚障害		206 人	216 人	213 人	218 人	234 人	9.0%
聴覚障害		140 人	143 人	146 人	147 人	153 人	5.9%
言語障害		76 人	73 人	77 人	83 人	83 人	3.2%
肢体不自由		1,170 人	1,215 人	1,246 人	1,269 人	1,311 人	50.4%
内部障害		668 人	701 人	739 人	764 人	822 人	31.6%
内部障害の内訳	心臓	275 人	283 人	291 人	313 人	339 人	13.0%
	腎臓	208 人	220 人	233 人	238 人	263 人	10.1%
	呼吸器	76 人	81 人	77 人	70 人	72 人	2.8%
	膀胱・直腸	67 人	67 人	88 人	93 人	95 人	3.6%
	小腸	34 人	34 人	33 人	34 人	33 人	1.3%
	免疫	8 人	16 人	17 人	16 人	20 人	0.8%
合 計		2,260 人	2,348 人	2,421 人	2,481 人	2,603 人	100.0%

※構成比は小数点以下を四捨五入して掲載しているため、合計が 100%にならない。



※資料：障害者福祉課（各年 4 月 1 日現在）。

[身体障害者手帳所持者の障害の程度]

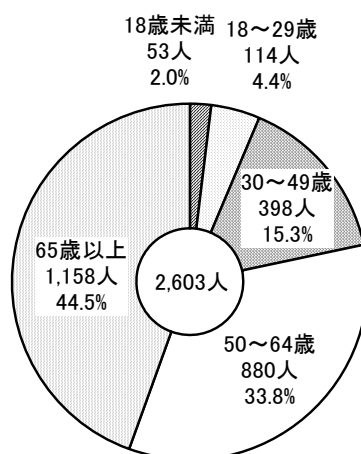


※資料：障害者福祉課（平成18年4月1日現在）。

※左図：各年4月1日現在、右図：平成18年4月1日現在。

※障害の程度における重度とは1・2級、中度とは3・4級、軽度とは5・6級を指す。

[身体障害者手帳所持者の年齢構成]



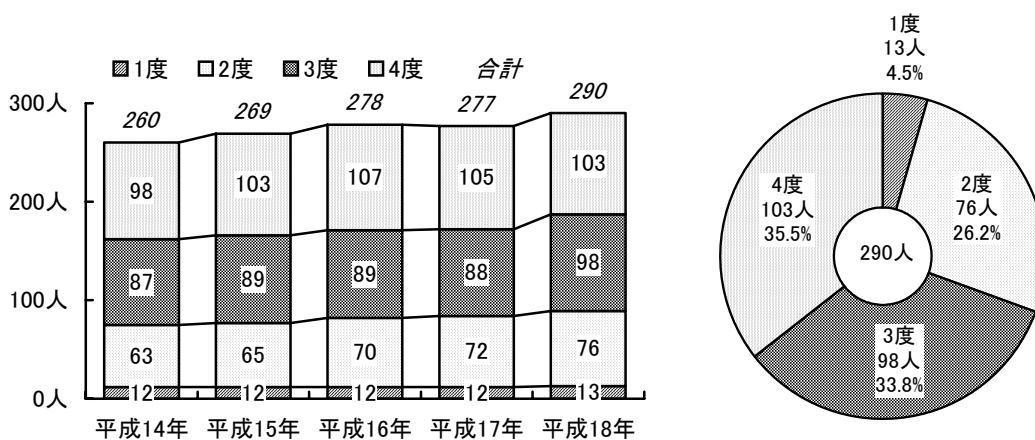
※資料：障害者福祉課（平成18年4月1日現在）。

現状

- 平成18年4月1日現在における身体障害者手帳所持者の障害の種類は、「肢体不自由」1,311人、「内部障害」822人、「視覚障害」234人、「聴覚障害」153人、「言語障害」83人であり、約半数が「肢体不自由」となっています。また、年次推移をみると、「内部障害」の増加率が大きくなっています。
- 障害の程度は1級がもっとも多く、1・2級の重度の障害のある人が52.3%と半数強を占めます。
- 年齢構成は、44.5%が65歳以上の高齢者という状況です。

(4) 知的障害者の状況

[愛の手帳所持者の障害の程度]



※資料：障害者福祉課。

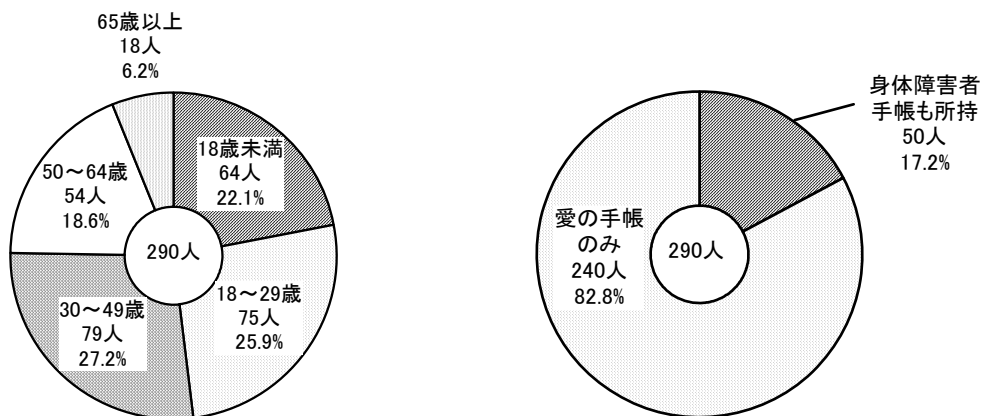
※左図：各年4月1日現在、右図：平成18年4月1日現在。

※障害の程度における重度とは1・2度、中度とは3度、軽度とは4度を指す。

[愛の手帳所持者の年齢構成]

[愛の手帳所持者の

身体障害者手帳所持状況]



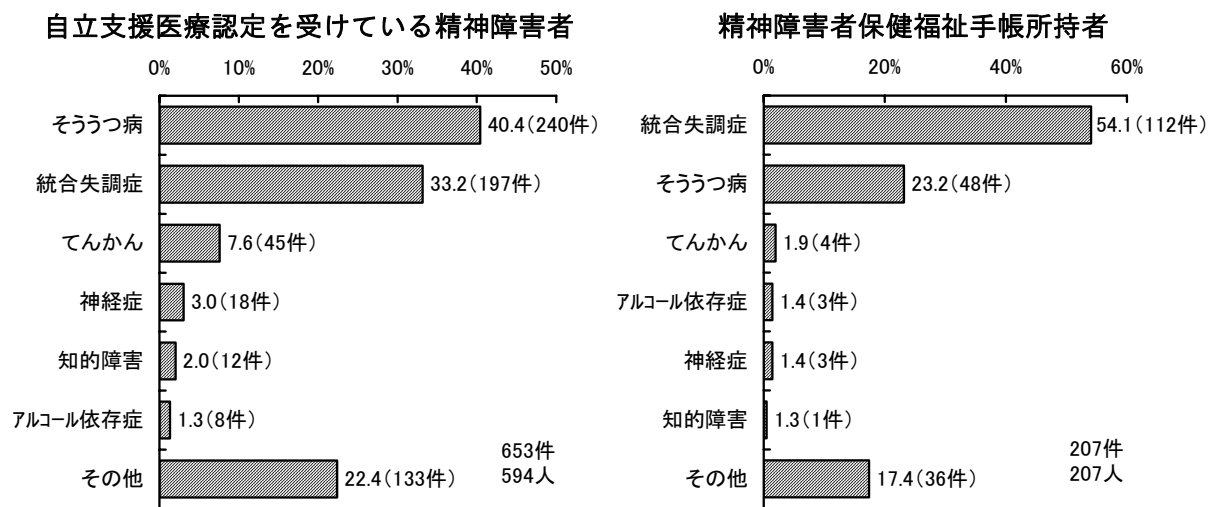
※資料：障害者福祉課（平成18年4月1日現在）。

現状

- 平成18年4月1日現在、障害の程度は軽度である4度がもっとも多く、中度である3度の人を含めると全体の約7割を占めます。
- 年齢構成は、65歳以上は6.2%と1割を下回っており、半数近くは29歳以下となっています。
- 愛の手帳所持者290人のうち2割弱（50人）は、身体障害者手帳もあわせて所持している状況です。

(5) 精神障害者の状況

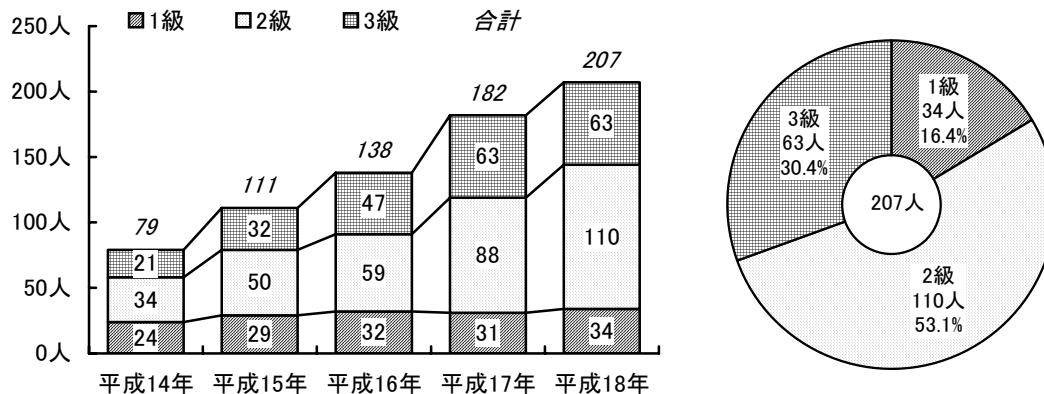
[精神障害者の疾患の種類]



※資料：障害者福祉課（平成18年4月1日現在）。

※左図：疾患の種類別件数の合計は、複数疾患がある人がいるため、自立支援医療認定を受けている精神障害者数とは一致しない。

[精神障害者保健福祉手帳所持者の障害の程度]



※資料：障害者福祉課。左図：各年4月1日現在、右図：平成18年4月1日現在。

[疾患の種類別にみた精神障害者保健福祉手帳所持者の障害の程度]

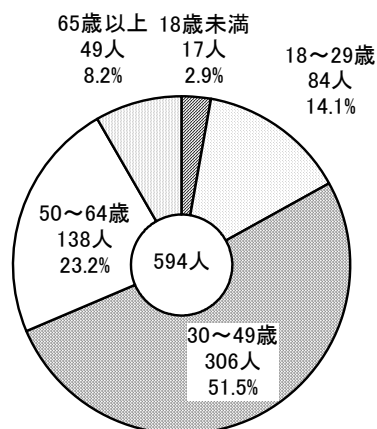
		1級	2級	3級	合計
統合失調症	人数	21人	69人	22人	112人
	構成比	18.8%	61.6%	19.6%	100.0%
そううつ病	人数	6人	21人	21人	48人
	構成比	12.5%	43.8%	43.8%	100.0%

※資料：障害者福祉課（平成18年4月1日現在）。

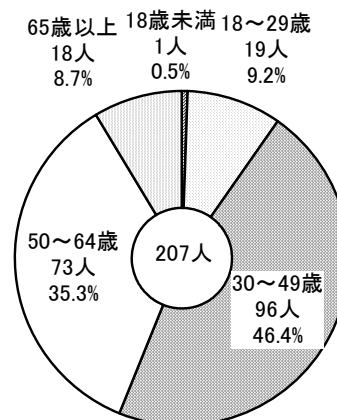
※構成比は小数点以下を四捨五入して掲載しているため、合計が100%にならないことがある。

[精神障害者の年齢構成]

自立支援医療認定を受けている精神障害者



精神障害者保健福祉手帳所持者



※資料：障害者福祉課（平成 18 年 4 月 1 日現在）。

現 状

- 平成 18 年 4 月 1 日現在の精神障害のある人の疾患の種類をみると、自立支援医療認定を受けている精神障害者においては、「そううつ病」がもっとも多い 240 件、次いで「統合失調症」が 197 件であり、「そううつ病」は約 4 割、「統合失調症」は 3 割台となっています。
- 精神障害者保健福祉手帳所持者においては、「統合失調症」がもっとも多く、手帳所持者の半数強を占める状況です。
- 精神障害者保健福祉手帳所持者の障害の程度は、2 級の人が多くなっています。疾患の種類別にみると、「統合失調症」の人の場合、2 級が 6 割強を、「そううつ病」の人では、2 級、3 級がそれぞれ 4 割強を占めます。
- 年齢構成は、自立支援医療認定を受けている精神障害者では、29 歳以下が 2 割弱、壮年期にあたる 30～49 歳が 5 割強、50～64 歳が 2 割台を占めています。手帳所持者においては、29 歳以下の人は約 1 割であり、自立支援医療認定を受けている精神障害者に比べると、高年齢層の割合が高くなっています。

(6) 障害者手帳所持者の介護保険要介護認定状況

[障害者手帳所持者の介護保険要介護認定状況]

	障害者手帳所持者数		うち要支援・ 要介護 認定者数 (C)	要介護認定率	
	合計 (A)	65歳以上 (B)		合計 (C÷A)	65歳以上 (C÷B)
身体障害者手帳所持者数	2,603人	1,158人	644人	24.7%	55.6%
愛の手帳所持者数	290人	18人	3人	1.0%	16.7%
精神障害者保健福祉手帳所持者数	207人	18人	13人	6.3%	72.2%
合 計	3,100人	1,194人	660人	21.3%	55.3%

※資料：障害者福祉課（平成18年4月1日現在）。

※40～64歳（介護保険制度の第2号被保険者）の障害者手帳所持者には、要支援・要介護認定者はいない。

※要介護認定率＝障害者手帳を所持している要支援・要介護認定者数÷障害者手帳所持者数。

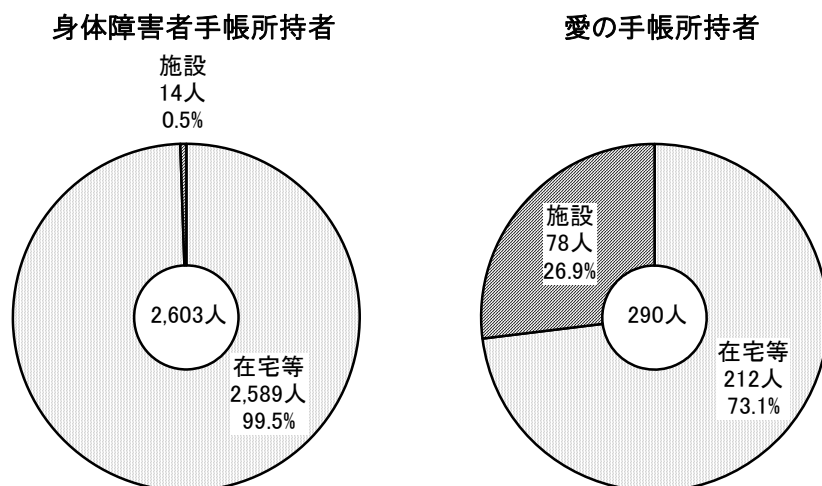
現 状

- 平成18年4月1日現在、65歳以上の障害者手帳所持者のうち、要支援・要介護認定を受けている人は、身体障害者手帳所持者の55.6%（644人）、愛の手帳所持者の16.7%（3人）、精神障害者保健福祉手帳所持者の72.2%（13人）という状況です。

2 暮らしの状況

(1) 障害者の生活の場

[障害者の生活の場]



※資料：障害者福祉課（平成18年4月1日現在）。

※ここでいう「施設」とは、支援費制度対象施設及び障害児施設のことであり、介護保険施設入所者は「在宅等」に含まれている。

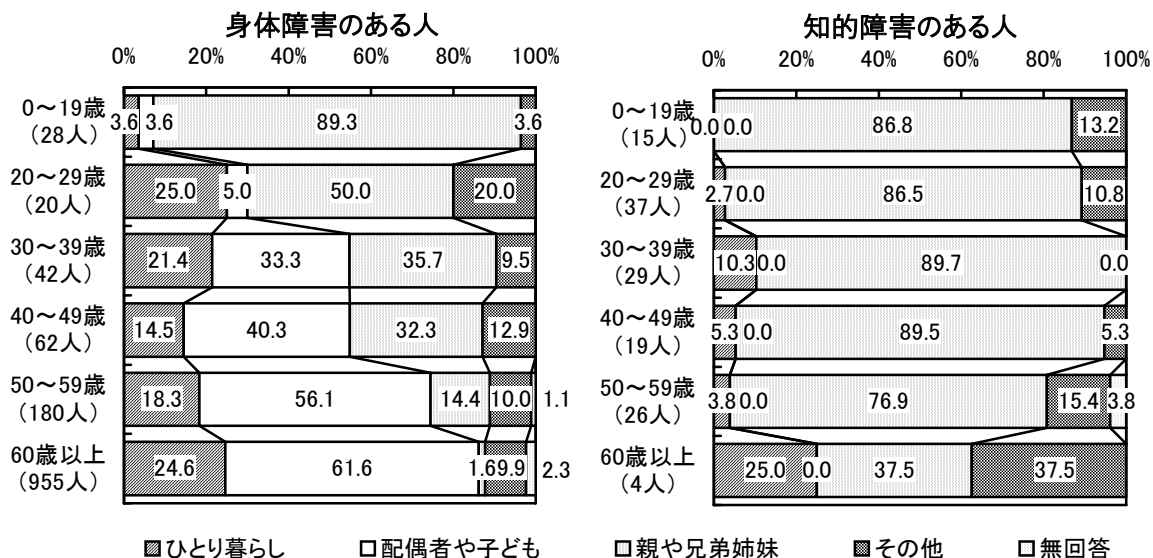
※「在宅等」＝障害者手帳所持者数－「施設」入所者数。

現 状

- 平成18年4月1日現在、身体障害者手帳所持者のうち施設入所者は14人であり、ほとんどの人は在宅等で生活しています（ただし、65歳以上の人については介護保険施設に入所している場合があります）。
- 愛の手帳所持者については、78人が施設に入所（うち51人は区外施設に入所（障害児施設入所者9人を含む））しており、在宅等で生活している人は212人となっています。
- 精神障害のある人では、自立支援医療認定を受けている594人が、通院しながら在宅等で生活している状況です。

(2) 在宅で暮らす障害者の世帯の状況

[在宅で暮らす障害者の世帯の状況(単数回答)]



※資料：「中央区障害者（児）実態調査報告書」（平成 16 年 3 月）の結果をもとに再集計したものであり、報告書とは選択肢の表現が異なる。

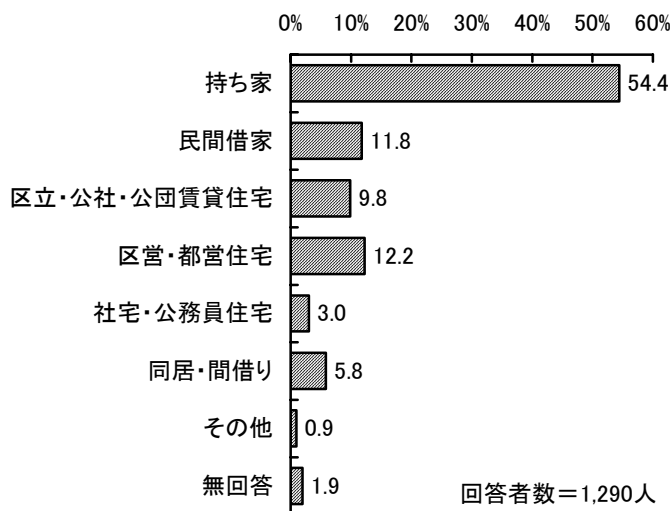
※（ ）内は回答者数。

現 状

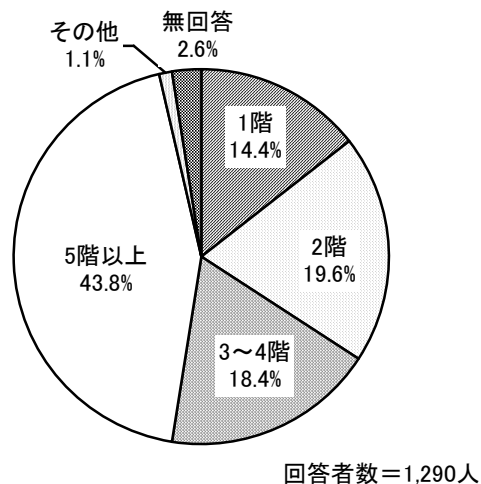
- 区内の障害者（児）を対象に平成 15 年度に実施した「中央区障害者（児）実態調査」（以下、実態調査という）の結果によると、身体障害のある人は、年齢が高くなるにつれ「親や兄弟姉妹」と同居している割合が減少し、「ひとり暮らし」や「配偶者や子ども」と同居している割合が増加しています。
- 知的障害のある人は、年齢が高くなっても「親や兄弟姉妹」と同居している割合が大半となっています。

(3) 身体障害者の住まいの環境

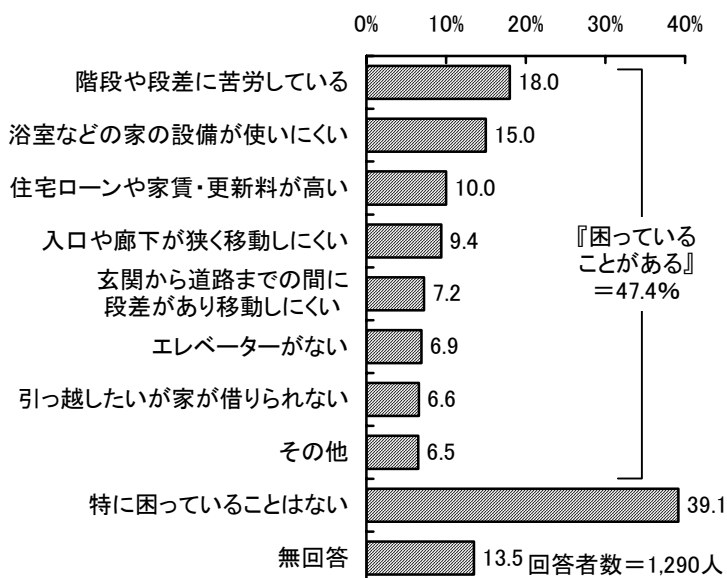
[住まいの種類(単数回答)]



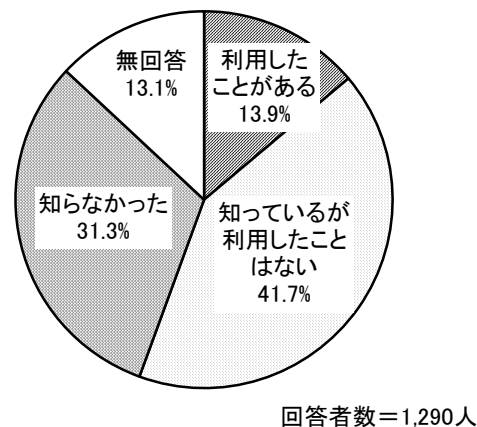
[部屋の階数(単数回答)]



[住まい等に関する困りごと(複数回答)]



[住宅設備改善費給付制度の利用状況(単数回答)]



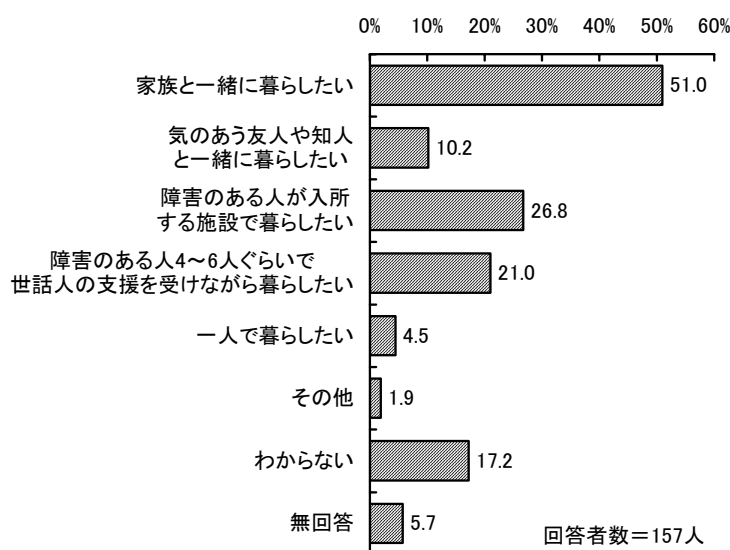
※資料：「中央区障害者（児）実態調査報告書」（平成16年3月）。

現 状

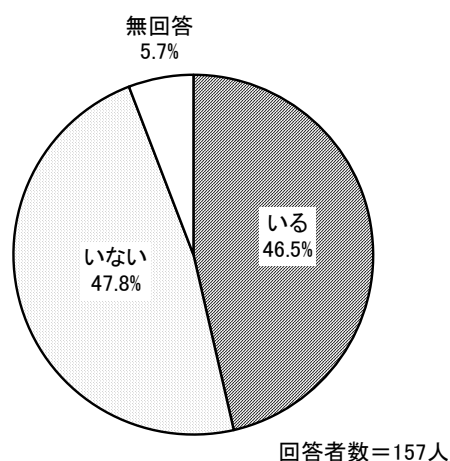
- 実態調査の結果によると、在宅で暮らしている身体障害のある人の住まいは「持ち家」が54.4%を占めます。住まいの部屋の階数については、43.8%が「5階以上」となっています。
- 住まい等に関する困りごとをみると、半数近くが階段や段差、浴室などの家の設備等について『困っていることがある』と回答しています。
- 住宅の設備改善に要する費用を給付する住宅設備改善費給付制度を「利用したことがある」人は13.9%であり、31.3%は「知らなかった」という状況です。

(4) 知的障害者が将来望む暮らし方

[将来望む暮らし方(複数回答)]



[困ったときの支援者の有無(単数回答)]



※資料：「中央区障害者（児）実態調査報告書」（平成16年3月）。

現状

- 実態調査の結果から在宅で暮らす知的障害のある人の将来望む暮らし方をみると、半数強が「家族と一緒に暮らしたい」と回答している反面、26.8%は「障害のある人が入所する施設で暮らしたい」という意向をもっています。一方で、21.0%が「障害のある人4~6人ぐらいで世話人の支援を受けながら暮らしたい」、10.2%が「気のあう友人や知人と一緒に暮らしたい」、4.5%が「一人で暮らしたい」と、地域において親元等から独立して暮らすことを希望しています。
- 困ったときに助けてくれたり、相談にのってくれる近所の人については、半数近くが「いない」と回答しています。

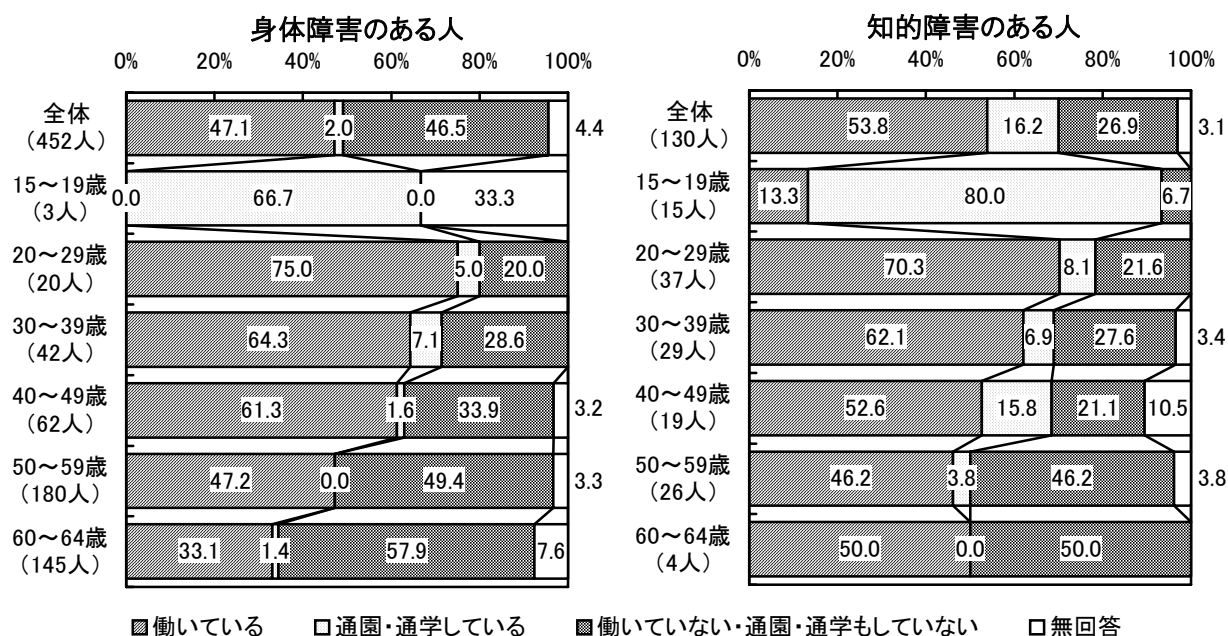
(5) 暮らしの状況からみえる課題

- 障害のある人の暮らしに関しては、地域で一人ひとりの希望に応じた暮らしが実現できる支援体制を整備していくことが課題です。
- 知的障害のある人については、障害者手帳所持者の約4人に1人が施設に入所している状況です。グループホームも含めた在宅等での生活が可能と考えられる施設入所者が、地域で自立した生活を送ることができるよう、居住の場の整備、地域生活への移行に向けた支援を積極的に展開していく必要があります。
- 在宅で暮らす障害のある人の状況を見ると、身体障害のある人では、半数近くが住まい等について困っていることがある一方、住まいの環境整備を支援する制度を知らなかった人が3割強を占めることから、制度の周知に努めるとともに、より快適な暮らしの実現に向けた支援のあり方について検討していく必要があります。
- 知的障害のある人の多くは親や兄弟姉妹と同居している状況ですが、親元等から独立して暮らしたいという希望をもっている人もいます。こうした希望に応えていくためには、居住の場の整備とともに、地域住民の理解の促進や協力も含めた支援体制を構築していく必要があります。施設での生活を希望する人に対しては、障害の状態や必要性に応じて、適切な施設サービスを提供していく必要があります。

3 就労の状況

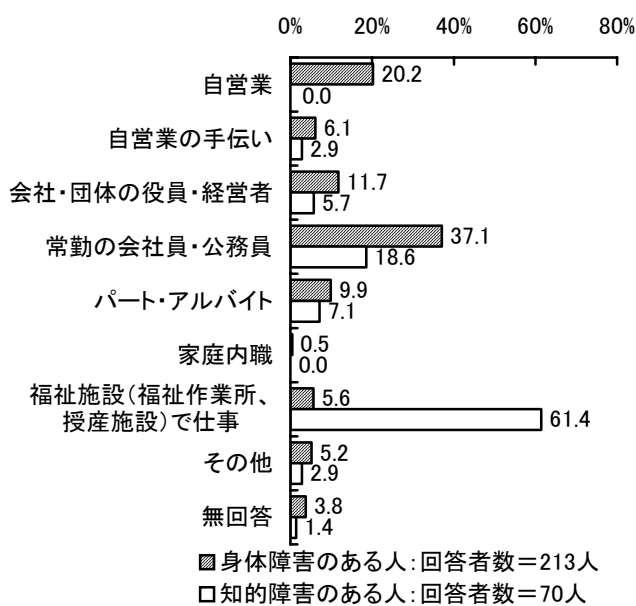
(1) 就労状況

[就労等の状況(単数回答)]

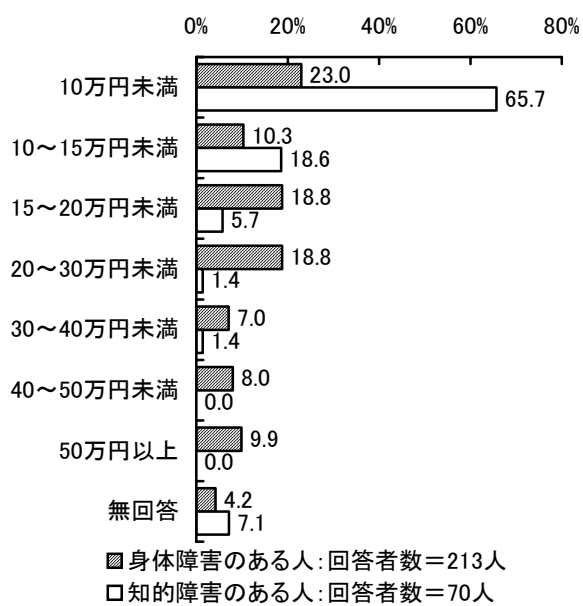


※ () 内は中央区障害者 (児) 実態調査回答者数。

[就労形態(単数回答)]



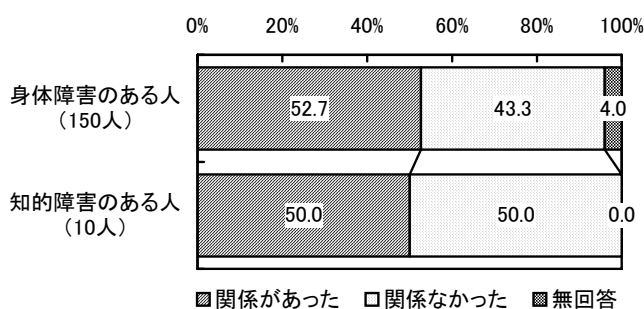
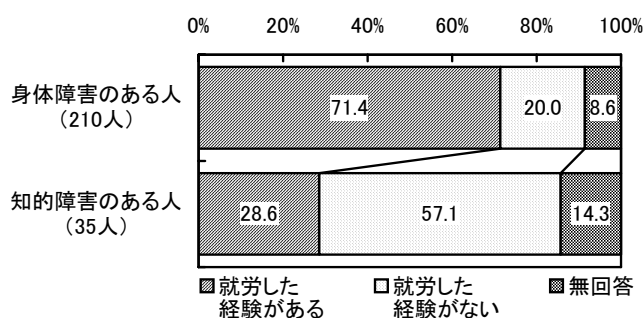
[就労月収(単数回答)]



※資料：「中央区障害者 (児) 実態調査報告書」(平成 16 年 3 月) をもとに 15～64 歳の回答者のデータを再集計した結果である。

[就労経験の有無(単数回答)]

[仕事をやめた理由と障害の関係(単数回答)]



※資料：「中央区障害者（児）実態調査報告書」（平成16年3月）をもとに15～64歳の回答者のデータを再集計した結果である。

※左図：回答者は、[就労等の状況]において「働いていない・通園・通学もしていない」と回答した人。

※右図：回答者は、[就労経験の有無]において「就労した経験がある」と回答した人。

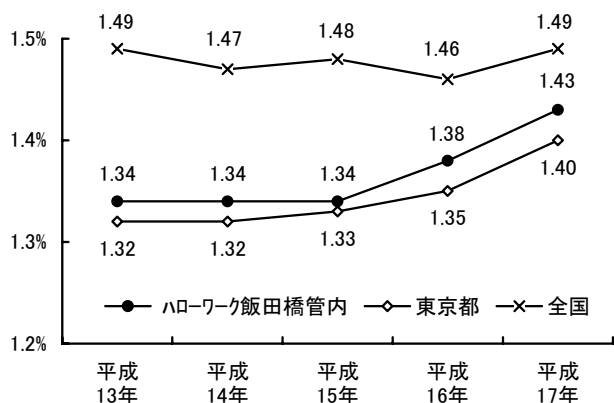
※（ ）内は回答者数。

現状

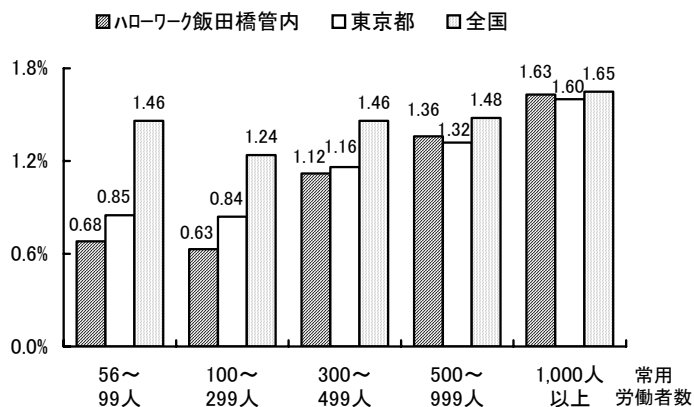
- 障害のある人の就労状況を実態調査の結果からみると、身体障害のある人、知的障害のある人ともに、15～64歳の調査回答者の5割前後が「働いている」と回答しています（実態調査の結果は有効回収率による誤差がともなうため、実際の就労状況とは異なる可能性があります）。
- ただし、その就労形態は、知的障害のある人においては「福祉施設（福祉作業所、授産施設）で仕事」が61.4%を占め、月収は65.7%が「10万円未満」という状況です。
- 「働いていない・通園・通学もしていない」人で、「就労した経験がある」人の割合は、身体障害のある人の71.4%、知的障害のある人の28.6%であり、そのうち約半数は仕事をやめた理由と障害に「関係があった」と回答しています。

(2) 雇用状況

[民間企業における障害者雇用率の推移]



[労働者数別障害者雇用率]



※資料：ハローワーク飯田橋。

※左図：各年6月1日現在、右図：平成17年6月1日現在。

※障害者雇用率（1.8%）が適用される民間企業は、常用労働者数56人以上の企業である。

[ハローワーク飯田橋における障害者(中央区分)の就職実績(障害の種別・年齢別)]

	求職 申込者数	うち 就職者数	就職率
身体障害者	18人	4人	22.2%
知的障害者	8人	5人	62.5%
精神障害者	3人	1人	33.3%
その他	1人	0人	0.0%
合計	30人	10人	33.3%

	求職 申込者数	うち 就職者数	就職率
18~29歳	5人	4人	80.0%
30~49歳	15人	4人	26.7%
50~64歳	9人	2人	22.2%
65歳以上	1人	0人	0.0%
合計	30人	10人	33.3%

※資料：ハローワーク飯田橋（平成17年度実績）。

※就職率＝就職者数÷求職申込者数。

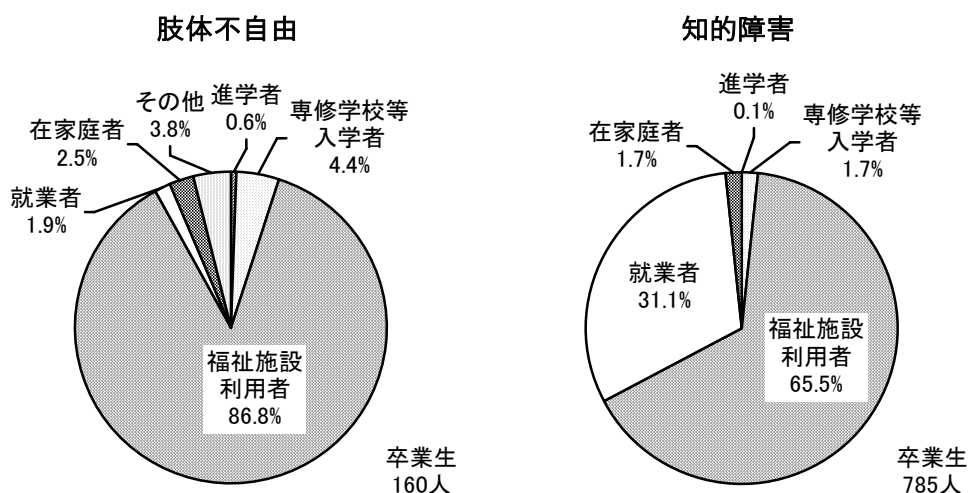
※「その他」は、身体障害の程度が7級の人や発達障害のある人、高次脳機能障害等のある人。

[中央区障害者就労支援センター利用者の就職実績]

	就職前に利用していた機関			
	さわやか ワーク中央	福祉センター	なし (在宅)	合計
身体障害者	0人	0人	1人	1人
知的障害者	6人	1人	1人	8人
精神障害者	0人	0人	1人	1人
合計	6人	1人	3人	10人

※資料：中央区障害者就労支援センター（平成17年度実績（実人数））。

[東京都公立養護学校高等部卒業生の進路]



※資料：東京都教育委員会「平成17年度公立学校統計調査（進路状況編）」。

※平成16年度卒業生の進路である。

[東京都公立養護学校高等部卒業生(中央区分)の進路]

	進学者	専修学校 等入学者	福祉施設 利用者	就業者	在家庭者	その他	合計
平成17年度卒業生	0人	0人	0人	2人	0人	0人	2人
平成18年度卒業生(予定)	0人	0人	2人	1人	0人	0人	3人

※資料：墨東養護学校高等部（肢体不自由）及び江東養護学校高等部（知的障害）。

※ここでの「東京都公立養護学校」は、墨東養護学校高等部及び江東養護学校高等部のことである。

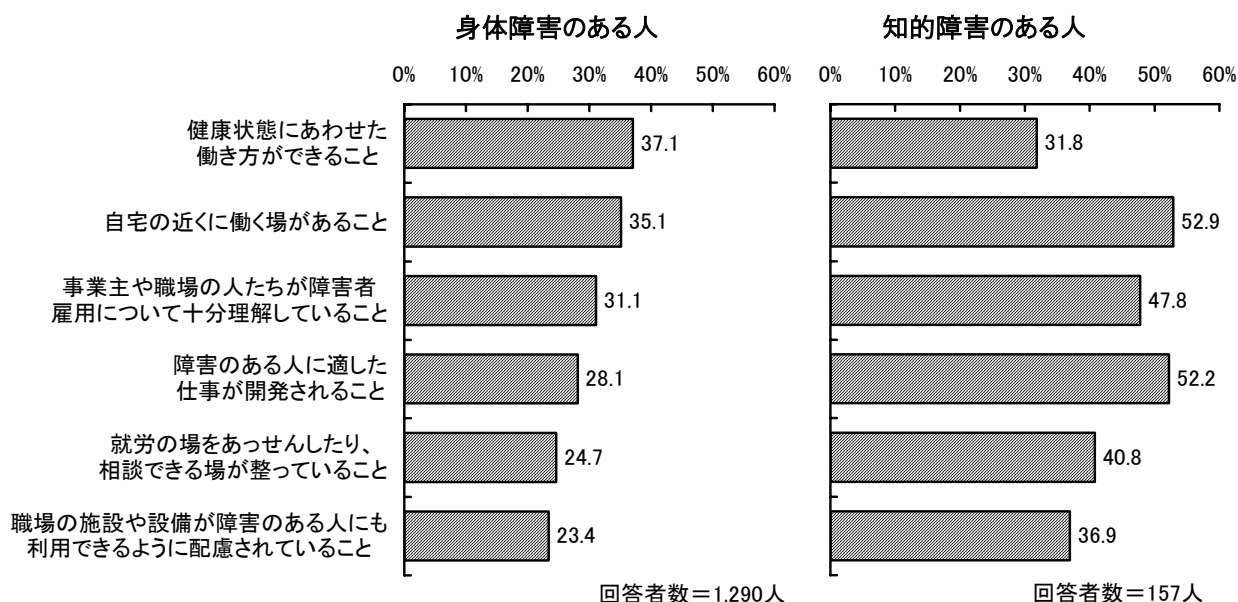
※平成18年度卒業生の進路は予定である。

現 状

- 障害のある人の雇用をめぐる状況をみると、中央区を管轄するハローワーク飯田橋管内（76 頁参照）の民間企業（常用労働者数 56 人以上）における障害者雇用率は、平成 17 年 6 月 1 日現在 1.43%（東京都全体では 1.40%）であり、前年の 1.38%を 0.05 ポイント上回ったものの、法定雇用率 1.80%（76 頁参照）には達していません。
- 障害のある区民の雇用状況をハローワーク飯田橋の実績からみると、平成 17 年度は 10 人が企業等に就職しました。
- 本区では、平成 17 年 4 月に開設された中央区障害者就労支援センター（73 頁参照）が、区内施設との連携のもと企業等への就職に向けた支援を展開しており、10 人が就職に結びつきました（平成 17 年度）。
- 東京都公立養護学校高等部卒業生のうち、何らかの職業に就業した知的障害のある人は 3 割強にとどまり、6 割台は通所授産施設や小規模作業所等の福祉施設を利用しているのが現状です。また、肢体不自由のある人を対象とした養護学校の生徒の多くは、知的障害をあわせもっている状況であり、卒業生の進路は、1.9%が就業、86.8%が福祉施設の利用となっています（平成 16 年度）。
- 本区の平成 17 年度卒業生は、2 人が共に企業に就職しました。平成 18 年度卒業生は、3 人のうち 1 人が就職し、2 人が福祉施設を利用する予定です。
- 区立中学校心身障害学級等卒業生のほとんどが進学する現状からすると、平成 18～23 年度の間には約 20 人程度が養護学校高等部を卒業すると見込まれます。

(3) 働くための環境に対する要望

[働くための環境に対する要望(複数回答)]



資料：「中央区障害者（児）実態調査報告書」（平成16年3月）。
 ※上記グラフにおいては、上位6位の回答を掲載している。

現状

- 働くための環境に対する要望を実態調査の結果からみると、身体障害のある人においては、「健康状態にあわせた働き方ができること」「自宅の近くに働く場があること」「事業主や職場の人たちが障害者雇用について十分理解していること」が上位3位となっています。
- 知的障害のある人では、5割前後が「自宅の近くに働く場があること」「障害のある人に適した仕事が開発されること」「事業主や職場の人たちが障害者雇用について十分理解していること」を希望しています。

(4) 就労の状況からみえる課題

- 障害のある人の就労に関しては、働く意欲や能力のある人への就労支援の強化が課題となっています。
- 中央区を管轄しているハローワーク飯田橋管内の民間企業における障害者雇用率は、法定雇用率を下回っているのが現状です。企業等で働くことを希望している障害のある人が一人でも多く就職できるよう、法定雇用率達成に向けて区内企業への働きかけを進めるとともに、中央区障害者就労支援センターを中心に、企業も含めた関係機関の連携による就労支援体制を構築していく必要があります。
- 知的障害のある人は、働いている人のうち6割強が福祉施設（福祉作業所、授産施設）で仕事をしている状況です。区内の福祉施設が提供するサービスの機能の再編を進め、個々の障害の特性や障害のある人一人ひとりの適性・能力に応じたきめ細かな支援を行う体制を整備していく必要があります。
- 障害の重複や医療的ケアの必要性など、障害の状態により働くことが困難な人に対しても、日中活動の場を確保し、充実した日常生活が過ごせるしくみづくりを進める必要があります。
- 働くための環境に対する要望を踏まえ、区内の企業に対して、障害者雇用への一層の理解と協力を求めるとともに、企業と協力して、働く意欲や能力のある人が働きやすい環境の整備に努めていくことも重要です。

4 障害福祉サービスの利用状況

(1) 居宅サービス

① ホームヘルプサービス

[支援費制度によるホームヘルプサービス利用状況]

			平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
身体介護	身体障害者	利用者数/月	12 人	15 人	12 人
		利用時間/月	338 時間	480 時間	370 時間
		1 人あたり利用時間	29 時間	32 時間	31 時間
	知的障害者	利用者数/月	0 人	0 人	1 人
		利用時間/月	0 時間	0 時間	19 時間
		1 人あたり利用時間	0 時間	0 時間	23 時間
	心身障害児	利用者数/月	3 人	5 人	7 人
		利用時間/月	113 時間	171 時間	194 時間
		1 人あたり利用時間	39 時間	34 時間	27 時間
	合 計	利用者数/年	173 人	241 人	242 人
		利用者数/月	14 人	20 人	20 人
		利用時間/年	5,414 時間	7,812 時間	6,991 時間
		利用時間/月	451 時間	651 時間	583 時間
		1 人あたり利用時間	31 時間	32 時間	29 時間
家事援助	身体障害者	利用者数/月	16 人	17 人	22 人
		利用時間/月	296 時間	349 時間	418 時間
		1 人あたり利用時間	19 時間	20 時間	19 時間
	知的障害者	利用者数/月	0 人	0 人	0.3 人
		利用時間/月	0 時間	0 時間	5 時間
		1 人あたり利用時間	0 時間	0 時間	21 時間
	心身障害児	利用者数/月	0 人	0.2 人	0 人
		利用時間/月	0 時間	5 時間	0 時間
		1 人あたり利用時間	0 時間	29 時間	0 時間
	合 計	利用者数/年	187 人	209 人	262 人
		利用者数/月	16 人	17 人	22 人
		利用時間/年	3,551 時間	4,240 時間	5,080 時間
		利用時間/月	296 時間	353 時間	423 時間
		1 人あたり利用時間	19 時間	20 時間	19 時間

※資料：障害者福祉課（各年度実績）。

※月あたりの実績は各年度の月平均実績であり、小数点以下を四捨五入して掲載しているため、表中の数値を計算しても結果が一致しないことがある。

[支援費制度によるホームヘルプサービス利用状況]

			平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
移動介護	身体障害者	利用者数/月	19 人	23 人	25 人
		利用時間/月	589 時間	861 時間	1,020 時間
		1 人あたり利用時間	31 時間	38 時間	41 時間
	知的障害者	利用者数/月	1 人	2 人	1 人
		利用時間/月	10 時間	9 時間	6 時間
		1 人あたり利用時間	8 時間	6 時間	5 時間
	心身障害児	利用者数/月	0 人	0 人	0 人
		利用時間/月	0 時間	0 時間	0 時間
		1 人あたり利用時間	0 時間	0 時間	0 時間
	合 計	利用者数/年	240 人	291 人	313 人
		利用者数/月	20 人	24 人	26 人
		利用時間/年	7,182 時間	10,448 時間	12,313 時間
		利用時間/月	599 時間	871 時間	1,026 時間
1 人あたり利用時間		30 時間	36 時間	39 時間	
日常生活支援	身体障害者	利用者数/年	12 人	12 人	41 人
		利用者数/月	1 人	1 人	3 人
		利用時間/年	2,030 時間	2,146 時間	12,373 時間
		利用時間/月	169 時間	179 時間	1,031 時間
		1 人あたり利用時間	169 時間	179 時間	302 時間
合 計	利用者数/年	612 人	753 人	858 人	
	利用者数/月	51 人	63 人	72 人	
	利用時間/年	18,177 時間	24,644 時間	36,776 時間	
	利用時間/月	1,515 時間	2,753 時間	3,063 時間	
	1 人あたり利用時間	30 時間	44 時間	43 時間	

[精神障害者のホームヘルプサービス利用状況]

		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
身体介護	利用者数/月	3 人	6 人	4 人
	利用時間/月	29 時間	49 時間	21 時間
	1 人あたり利用時間	10 時間	9 時間	6 時間
家事援助	利用者数/月	4 人	8 人	12 人
	利用時間/月	45 時間	91 時間	105 時間
	1 人あたり利用時間	10 時間	11 時間	12 時間
移動介護	利用者数/月	0 人	0 人	0 人
	利用時間/月	0 時間	0 時間	0 時間
	1 人あたり利用時間	0 時間	0 時間	0 時間
合 計	利用者数/年	88 人	163 人	195 人
	利用者数/月	7 人	14 人	16 人
	利用時間/年	897 時間	1,672 時間	1,514 時間
	利用時間/月	75 時間	139 時間	126 時間
	1 人あたり利用時間	10 時間	10 時間	8 時間

※資料：障害者福祉課（各年度実績）。

※月あたりの実績は各年度の月平均実績であり、小数点以下を四捨五入して掲載しているため、表中の数値を計算しても結果が一致しないことがある。

現 状

- 支援費制度によるホームヘルプサービス利用状況の年次推移をみると、身体介護の利用時間は年度により増減があるものの、家事援助、移動介護、日常生活支援（常時支援が必要な全身性障害者に対するホームヘルプサービス）の利用時間は漸増傾向にあります。特に日常生活支援は、平成 17 年度に利用時間が大幅に増加しています。
- なお、ホームヘルプサービスのうち移動介護の大部分は、障害者自立支援法により、平成 18 年 10 月から区市町村ごとに実施する地域生活支援事業として展開されています。
- 精神障害のある人の利用状況については、利用者数は一貫して増加しているものの、利用時間は平成 16 年度から平成 17 年度にかけては伸びていない状況です。

② デイサービス・デイケア

[支援費制度によるデイサービス利用状況]

		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	利用施設
身体障害者	利用者数/月	31 人	35 人	34 人	各年:福祉センター
	利用回数/月	162 回	172 回	168 回	
	1 人あたり利用回数	5 回	5 回	5 回	
知的障害者	利用者数/月	13 人	8 人	10 人	各年:福祉センター
	利用回数/月	229 回	129 回	175 回	
	1 人あたり利用回数	18 回	16 回	18 回	
心身障害児	利用者数/月	11 人	13 人	14 人	各年:福祉センター
	利用回数/月	93 回	76 回	67 回	
	1 人あたり利用回数	8 回	6 回	5 回	
合 計	利用者数/年	663 人	670 人	692 人	
	利用者数/月	55 人	56 人	58 人	
	利用回数/年	5,815 回	4,523 回	4,910 回	
	利用回数/月	485 回	377 回	409 回	
	1 人あたり利用回数	9 回	7 回	7 回	

[精神障害者のデイケア利用状況]

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	利用施設
利用者数/年	572 人	363 人	272 人	各年:中央区保健所
利用者数/月	48 人	30 人	23 人	
実施回数/年	47 回	45 回	44 回	
実施回数/月	4 回	4 回	4 回	

※資料：障害者福祉課（各年度実績）。

※月あたりの実績は各年度の月平均実績であり、小数点以下を四捨五入して掲載しているため、表中の数値を計算しても結果が一致しないことがある。

現 状

- 支援費制度によるデイサービスの利用者数は微増傾向にあります。
- 身体障害のある人のデイサービスには、脳血管障害の人等を対象に機能回復訓練（リハビリ）を行うものと、重度の障害のある人に日中活動の場を提供するものがあります。このうち、ほとんどは機能回復訓練（リハビリ）の利用であり、1人あたりの利用回数は約週1回となっています。
- 知的障害のある人のデイサービスは、主に就労が困難な人の生きがいつくり等社会参加を支援するものであり、利用者の日中活動の場として、1人あたり約週4回利用されている状況です。
- 身体障害のある人及び知的障害のある人のデイサービスは、平成18年10月以降、障害者自立支援法に基づく新たな事業として展開されています。
- 中央区保健所において月4回実施されている精神障害のある人のデイケアについては、利用者数は年々減少していますが、これは実施場所が変更されたことによると考えられます。

③ ショートステイ

[支援費制度によるショートステイ利用状況]

		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	利用施設
身体障害者	利用者数/月	0 人	2 人	2 人	平成 16～17 年度:レインボーハウス明石
	利用日数/月	0 日	13 日	17 日	
	1 人あたり利用日数	0 日	7 日	8 日	
知的障害者	利用者数/月	0.3 人	6 人	13 人	平成 15 年度:東京都立東大和療育センター(区外施設) 平成 16～17 年度:レインボーハウス明石
	利用日数/月	5 日	47 日	67 日	
	1 人あたり利用日数	21 日	8 日	5 日	
心身障害児	利用者数/月	0.1 人	5 人	9 人	平成 15 年度:心身障害児総合医療療育センター(区外施設) 平成 16～17 年度:レインボーハウス明石
	利用日数/月	0.3 日	12 日	25 日	
	1 人あたり利用日数	3 日	2 日	3 日	
合 計	利用者数/年	4 人	158 人	290 人	
	利用者数/月	0.3 人	13 人	25 人	
	利用日数/年	66 日	862 日	1,302 日	
	利用日数/月	6 日	72 日	101 日	
	1 人あたり利用日数	17 日	5 日	4 日	

※資料：障害者福祉課（各年度実績）。

※月あたりの実績は各年度の月平均実績であり、小数点以下を四捨五入して掲載しているため、表中の数値を計算しても結果が一致しないことがある。

現 状

- 支援費制度によるショートステイは、短期入所のほか、日帰りによる緊急一時保護としても利用されており、知的障害のある人、心身障害児において利用が伸びています。

④ グループホーム

[支援費制度による知的障害者のグループホーム利用状況]

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	利用施設
利用者数/年	36 人	46 人	48 人	平成 15 年度:よつば寮、茗荷寮、清澄寮 (いずれも区外施設) 平成 16～17 年度:よつば寮、茗荷寮、清澄寮、八広第 2(いずれも区外施設)
利用者数/月	3 人	4 人	4 人	

[精神障害者のグループホーム利用状況]

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	利用施設
利用者数/年	48 人	48 人	48 人	各年:ホームつつじ
利用者数/月	4 人	4 人	4 人	

※資料：障害者福祉課（各年度実績）。

※月あたりの実績は各年度の月平均実績であり、小数点以下を四捨五入して掲載しているため、表中の数値を計算しても結果が一致しないことがある。

現 状

- 支援費制度によるグループホーム利用状況については、知的障害のある 4 人が区外のグループホームを利用している状況です（平成 17 年度）。
- 精神障害のある人の利用状況を見ると、区内に 1 か所あるグループホームが、満床で利用されている状況です。

⑤ 居宅サービス利用状況のまとめ

[支援費制度によるサービス利用状況]

		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
ホームヘルプサービス	利用者数/年	612 人	753 人	858 人
	利用者数/月	51 人	63 人	72 人
	利用時間/年	18,177 時間	24,644 時間	36,776 時間
	利用時間/月	1,515 時間	2,753 時間	3,063 時間
	1 人あたり利用時間	30 時間	44 時間	43 時間
デイサービス	利用者数/年	663 人	670 人	692 人
	利用者数/月	55 人	56 人	58 人
	利用回数/年	5,815 回	4,523 回	4,910 回
	利用回数/月	485 回	377 回	409 回
	1 人あたり利用回数	9 回	7 回	7 回
ショートステイ	利用者数/年	4 人	158 人	290 人
	利用者数/月	0.3 人	13 人	25 人
	利用日数/年	66 日	862 日	1,302 日
	利用日数/月	6 日	72 日	101 日
	1 人あたり利用日数	17 日	5 日	4 日
グループホーム	利用者数/年	36 人	46 人	48 人
	利用者数/月	3 人	4 人	4 人

[精神障害者のサービス利用状況]

		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
ホームヘルプサービス	利用者数/年	88 人	163 人	195 人
	利用者数/月	7 人	14 人	16 人
	利用時間/年	897 時間	1,672 時間	1,514 時間
	利用時間/月	75 時間	139 時間	126 時間
	1 人あたり利用時間	10 時間	10 時間	8 時間
デイケア	利用者数/年	572 人	363 人	272 人
	利用者数/月	48 人	30 人	23 人
	実施回数/年	47 回	45 回	44 回
	実施回数/月	4 回	4 回	4 回
グループホーム	利用者数/年	48 人	48 人	48 人
	利用者数/月	4 人	4 人	4 人

※資料：障害者福祉課（各年度実績）。

※月あたりの実績は各年度の月平均実績であり、小数点以下を四捨五入して掲載しているため、表中の数値を計算しても結果が一致しないことがある。

(2) 施設サービス

① 施設サービスの利用状況

[支援費制度対象施設サービス利用状況]

身体障害者		平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年
入 所	身体障害者更生施設	3 人(3 人)	3 人(3 人)	4 人(4 人)	3 人(3 人)
	身体障害者療護施設	2 人(2 人)	2 人(2 人)	2 人(2 人)	1 人(1 人)
	身体障害者授産施設	8 人(8 人)	10 人(10 人)	9 人(9 人)	10 人(10 人)
	入所合計	13 人(13 人)	15 人(15 人)	15 人(15 人)	14 人(14 人)
通 所	身体障害者通所授産施設	2 人(2 人)	1 人(1 人)	1 人(1 人)	1 人(1 人)
	通所合計	2 人(2 人)	1 人(1 人)	1 人(1 人)	1 人(1 人)
合 計		15 人(15 人)	16 人(16 人)	16 人(16 人)	15 人(15 人)

知的障害者		平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年
入 所	知的障害者更生施設	47 人(47 人)	48 人(48 人)	70 人(43 人)	68 人(41 人)
	知的障害者授産施設	0 人	0 人	0 人	1 人(1 人)
	入所合計	47 人(47 人)	48 人(48 人)	70 人(43 人)	69 人(42 人)
通 所	知的障害者通所授産施設	0 人	0 人	0 人	24 人(0 人)
	通所合計	0 人	0 人	0 人	24 人(0 人)
通勤寮		0 人	0 人	0 人	0 人
合 計		47 人(47 人)	48 人(48 人)	70 人(43 人)	93 人(42 人)

※資料：障害者福祉課（各年 4 月 1 日現在）。

※（ ）内は区外施設利用者数の再掲。

[精神障害者の施設サービス利用状況]

	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年
精神障害者共同作業所	8 人	12 人	10 人	10 人

※資料：障害者福祉課（各年 4 月 1 日現在）。

現 状

- 平成 18 年 4 月 1 日現在の支援費制度対象施設利用者数は 108 人となっています。身体障害のある人では、15 人のうち 14 人が入所施設、1 人が通所授産施設を利用しています（いずれも区外施設）。
- 知的障害のある人については、68 人が入所更生施設（うち 41 人が区外施設に入所）、1 人が区外の入所授産施設、24 人が区内の通所授産施設を利用している状況です（16 頁の施設入所者数 78 人と一致しないのは、支援費制度対象外である障害児施設入所者 9 人を除くためです）。
- 精神障害のある人においては、10 人が区内の共同作業所を利用しています。

② 施設の整備・利用状況

[区内施設の概要]

施設名	サービスの種類	サービス内容	開設年	
福祉センター	知的障害者通所授産施設	企業等への就労が困難な知的障害者に、働く場を提供し、就労及び日常生活に必要な指導や支援を行う	昭和 57 年	
	身体障害者 デイサービス	生活訓練	身体障害者に創作活動等を提供し、日常生活に必要な指導や訓練を行う	昭和 57 年
		機能回復訓練	身体障害者等に身体・言語等の機能回復訓練を行う	昭和 57 年
	知的障害者デイサービス	知的障害者に創作活動等を提供し、日常生活に必要な指導や訓練を行う	昭和 57 年	
	児童デイサービス	障害児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う	昭和 57 年	
	ふれあい作業所	働く意思と能力はあるが、企業等への就労が困難な障害者等に、働く場を提供する	昭和 57 年	
レインボーハウス 明石	知的障害者生活支援施設	知的障害者を対象に、地域における居住の場を提供するとともに、日常生活における指導や支援を行う	平成 16 年	
	心身障害者(児)ショートステイ	自宅で介護する人が病気等の場合に、短期間施設に入所させ、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	平成 16 年	
フレンドハウス京橋	知的障害者グループホーム	就労等している知的障害者に、地域で共同生活を行う住居を提供し、相談や日常生活上の支援を行う	平成 4 年	
さわやかワーク中央	心身障害者福祉作業所	働く意思はあるが、企業等への就労が困難な障害者に、働く場を提供するとともに、就労に関する情報提供や相談・支援を行う	平成 4 年	
茶房にほんばし	通所援護事業	心身障害者に働く場を提供する	平成 11 年	
リバーサイドつつじ	精神障害者共同作業所	精神障害者に働く場、仲間づくりや憩いの場を提供するとともに、悩みごとなど生活面に関する相談・支援を行う	平成 2 年	
ホームつつじ	精神障害者グループホーム	就労等している精神障害者に、地域で共同生活を行う住居を提供し、相談や日常生活上の支援を行う	平成 4 年	

※資料：障害者福祉課（平成 18 年 4 月現在）。

※「知的障害者通所授産施設」は、平成 17 年 5 月に支援費制度対象施設に移行した。

※「フレンドハウス京橋」「ホームつつじ」は、共に平成 18 年 4 月 1 日に障害者自立支援法に基づく事業に移行した。

[区内施設(日中活動系)の整備・利用状況]

施設名	サービスの種類	定員	利用者数	利用料	平均工賃	
福祉センター	知的障害者通所授産施設	35人	22人	10,790円/月	4,835円	
				17,180円/月		
	身体障害者 デイサービス	生活訓練	10人	2人	425円/回	—
					785円/回	
		機能回復訓練	10人	5人	253円/回	—
					613円/回	
	知的障害者デイサービス		15人	9人	310円/回	—
					670円/回	
児童デイサービス		12人	4人	566円/回	—	
ふれあい作業所		50人	3人	無料	41,152円	
レインボーハウス 明石	知的障害者生活支援施設	30人	30人	6,747円/月	5,000円	
				45,998円/月		
	心身障害者(児)ショートステイ	6人	6人	516円/回	—	
				1,684円/回		
さわやかワーク中央	心身障害者福祉作業所	—	17人	500円/年	24,671円	
茶房にほんばし	通所援護事業	15人	3人	無料	11,872円	
リバーサイドつつじ	精神障害者共同作業所	—	11人	無料	23,216円	

※資料：障害者福祉課（平成18年4月現在）。

※利用者数は、平成18年4月の1日（回）あたり平均利用者数。

※利用料は、平成18年4月の利用者1人あたり平均施設利用料。二段にわかれているものについては、上段が施設利用料、下段が施設利用料に食費等を加えた金額。

※平均工賃は、平成17年度の1人あたり平均工賃月額。

※「ふれあい作業所」は、高齢者、心身障害者、低所得者等を対象とする施設であるが、利用者数、平均工賃は、心身障害のある利用者のみの実績である。

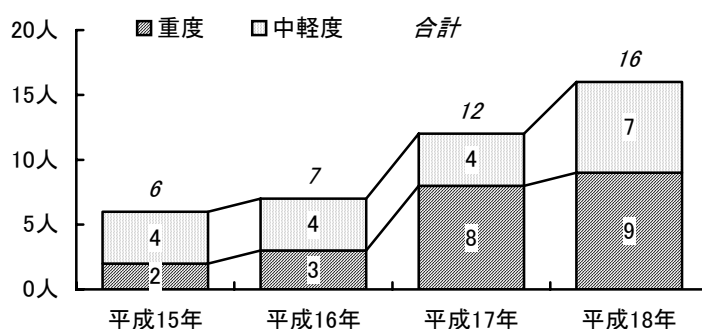
[区内施設(居住系)の整備・利用状況]

施設名	サービスの種類	定員	利用者数	利用料
フレンドハウス京橋	知的障害者グループホーム	6人	5人	23,120円/月
				26,720円/月
ホームつつじ	精神障害者グループホーム	4人	4人	10,040円/月
				10,240円/月

※資料：障害者福祉課（平成18年4月現在）。

※利用料は、平成18年4月の利用者1人あたり平均利用料。上段が施設利用料のみの金額、下段が施設利用料に光熱水費を加えた金額。

[知的障害者入所更生施設の待機者数]



※資料：障害者福祉課（各年4月末現在）。

※重度とは愛の手帳1・2度、中軽度とは愛の手帳3・4度を指す。

現 状

- 区内施設の整備状況については、福祉センターの支援費制度対象施設への移行や知的障害者生活支援施設「レインボーハウス明石」の開設など、障害のある人へのサービスの充実が図られてきました。
- 平成18年10月現在、区内には、障害のある人を支援するための施設が7施設（うち2施設はグループホーム）整備されています。さらに、11月には新たに1施設（グループホーム・ケアホーム：73頁参照）が開設されました。
- 「レインボーハウス明石」は、全室個室・ユニット型の施設です。施設では、将来入所者がグループホームなどに生活の場を移し、地域社会で自立した生活が送れるよう自活訓練事業を実施するなど、自立のための積極的な支援が行われています。
- 一方で、平成18年4月現在、16人が知的障害者入所更生施設の利用を待機している状況です。
- 施設サービスについては、障害者自立支援法に基づき、平成18年10月以降、新たな体系へと再編することとなります。

(3) 障害福祉サービスの利用状況からみえる課題

① 居宅サービスに関する課題

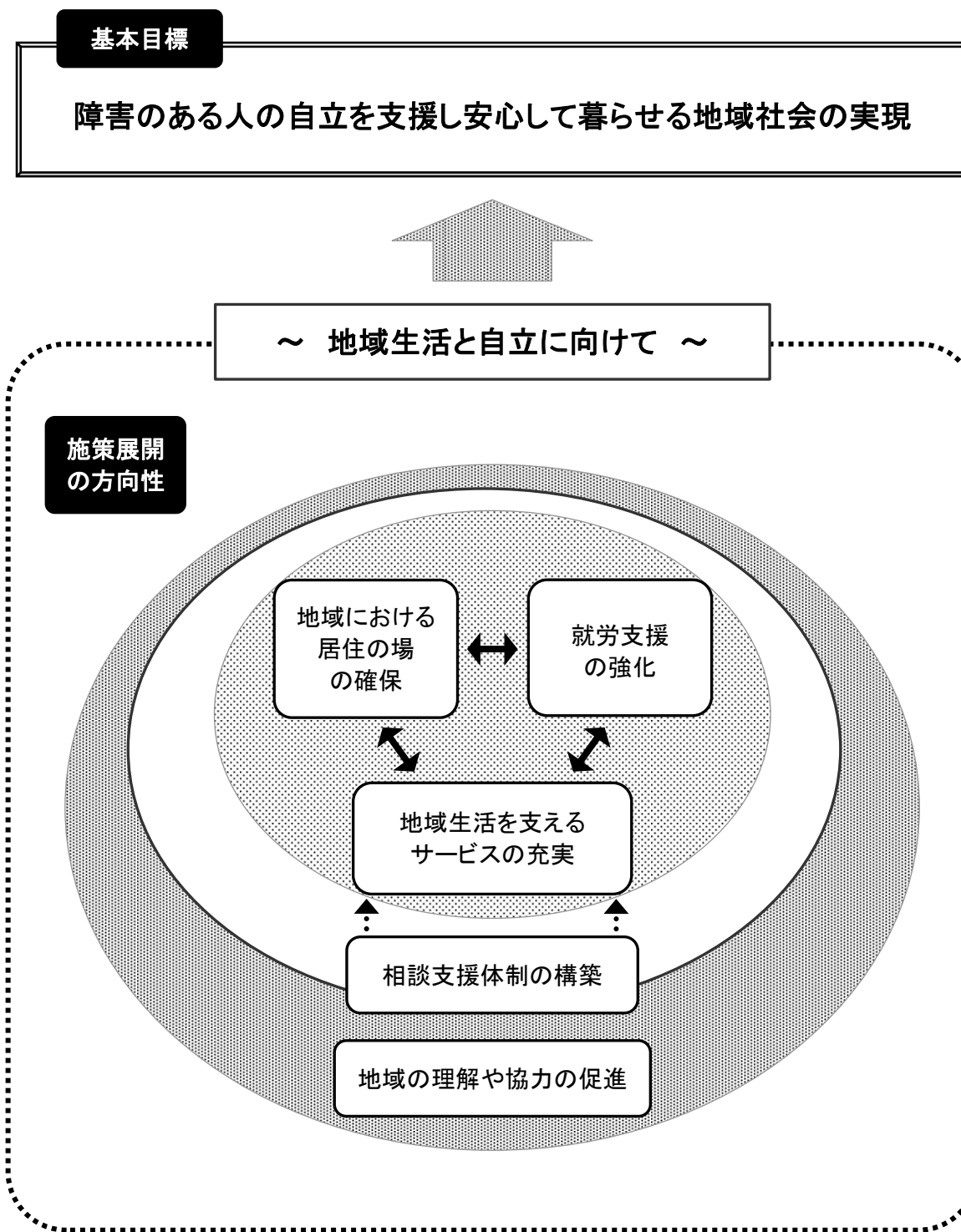
- 障害のある人が、地域で自立した生活を送るためには居宅サービスの利用が不可欠です。各サービスの利用動向を見据え、障害の種別にかかわらず一層の充実を図っていく必要があります。
- 特に、これまで支援費制度対象外であった精神障害のある人については、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等の積極的な利用を促すとともに、疾患の種類や障害の程度等に応じたきめ細かなサービスを提供する必要があります。
- 支援費制度同様、65歳以上及び40～64歳で特定の疾病により介護が必要な人には、介護保険によるサービスが優先されます。関係機関との連携のもと、要介護認定の手続きやサービスの提供が円滑に行われるよう支援するとともに、介護保険では対応できない、あるいはサービス量が不足する場合には、障害の状態に配慮したサービスを一体的に提供するしくみを再構築する必要があります。

② 施設サービスに関する課題

- 施設サービスについては、地域生活支援や就労支援の強化という視点から、区内施設の機能を再編すること、グループホーム等の居住の場の整備を一層進めていくことが必要です。
- 就労支援という面では、福祉施設で働くことによる工賃の現状は40頁のとおりであり、障害のある人が適性や能力に応じてより力を発揮できるよう、ハード・ソフト両面から施設機能を整備することとあわせて、工賃水準をどう引き上げていくか、ということも課題となっています。
- レインボーハウス明石に関しては、利用者の日中活動と居住の場をわけていくとともに、障害のある人の地域生活を支援する拠点としての機能をさらに強化していく必要があります。
- 障害の特性に応じて支援を展開していく必要があることから、特に精神障害のある人に関しては、就労支援のみならず、気軽に集える場の確保など、生活面もあわせた支援を充実していくことが重要です。

第3章 計画の方向性

1 計画の体系



2 施策展開の方向性

(1) 地域における居住の場の確保

- 施設入所や長期の入院生活からの地域生活、親元等から独立しての地域生活など、一人ひとりの希望に応じた個性ある暮らしの実現に向けて、どんなに障害が重くても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるための居住の場の確保や支援が求められています。

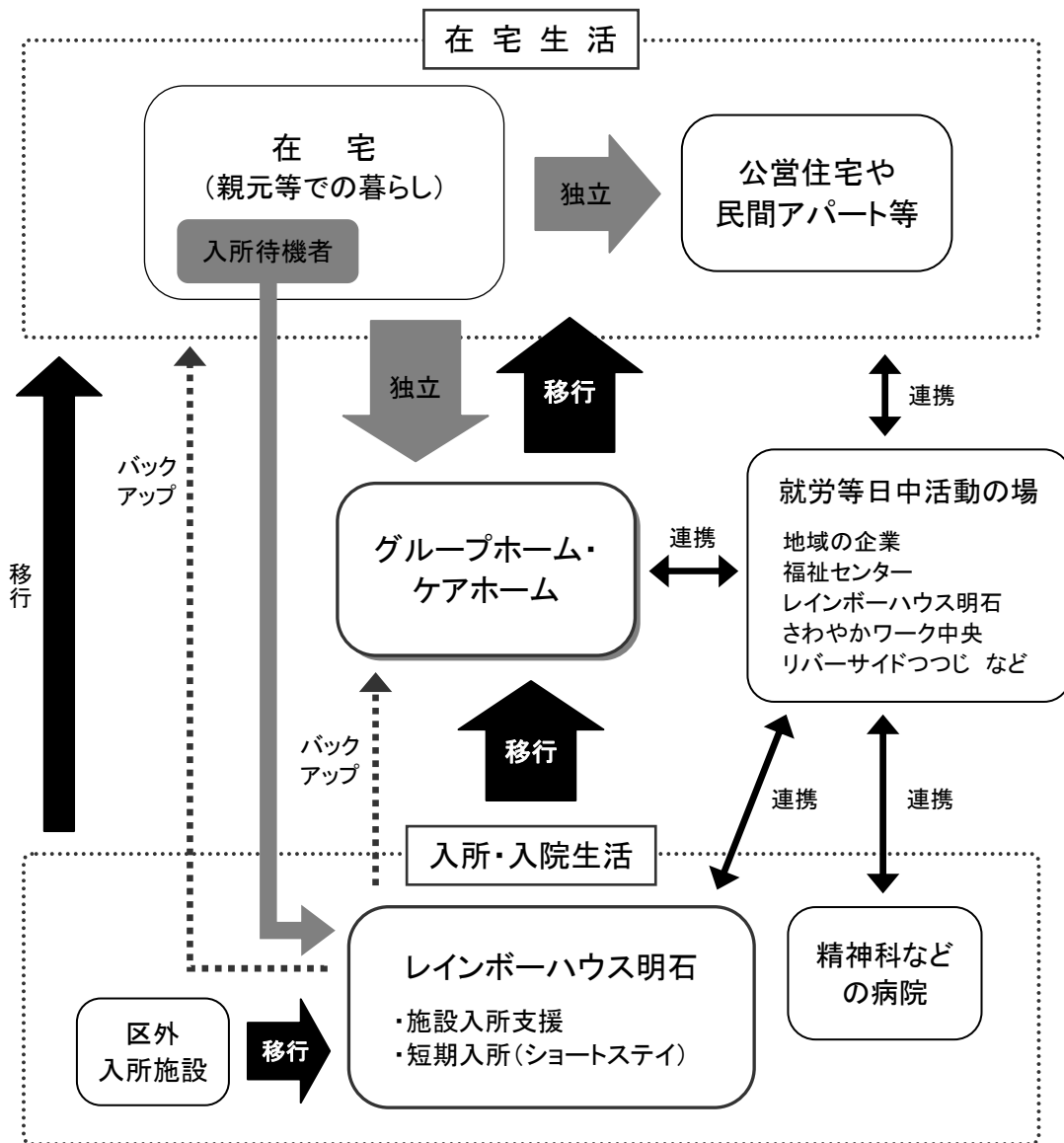
■ 住まいの確保

- 施設入所や病院に入院している知的障害や精神障害がある人の在宅生活への移行を進めるためには、施設や病院と在宅生活の間をつなぐ地域の居住の場としてのグループホーム、ケアホームが重要となります。そのため、民間事業者に対する整備費や運営費の助成を通じた整備支援が必要です。
- 身体障害のある人については、住宅設備改善費の支給により住まいの環境整備を支援するとともに、ケアホームなど重度の身体障害がある人が中央区で暮らし続けることができるための住まいのあり方を検討する必要があります。
- 家主の不安の解消と理解の促進、情報提供や入居手続き支援等の充実、公的保証体制など、公営住宅や民間アパート等への入居及び入居継続のための支援のあり方について検討する必要があります。

■ レインボーハウス明石を拠点とした地域生活支援の強化

- 区内唯一の入所施設であるレインボーハウス明石においては、区外施設入所者で区内施設を希望している人、施設への入所を待機している人などの入所を促進するためにも、施設入所者等の地域生活への移行に向けた訓練・支援を行う「自立訓練（生活訓練）事業」（4頁参照）を推進し、地域生活への移行を進めていくことが重要です。
- 地域生活への移行が困難である重度の障害のある人には、入所施設としての適切なサービスを提供していくことが必要です。
- 相談機能の充実、短期入所等地域生活を支援するサービスの提供、グループホーム・ケアホームへの支援など、地域で暮らす障害のある人の生活をバックアップする機能の充実・強化が求められています。

[地域生活への移行のイメージ]



(2) 就労支援の強化

- 障害のある人が地域で自立して暮らしていくためには、働くことを通じて積極的に社会に参画していくことが重要です。就労支援の強化を図り、一人ひとりの希望や適性・能力に応じた支援を展開することが求められています。

■ 障害のある人に対する支援体制の充実

- 「企業等で働きたい」という希望を実現するためには、就職に向けた準備から、就職活動、職場に定着するまでの就労面の支援と、働く上での健康管理や生活設計などの生活面の支援を一体的に行っていく必要があります。
- そのためには、職業訓練や職場実習、トライアル雇用（障害者試行雇用事業：75頁参照）など、体験を通じて働くことのできる機会の充実、活用の推進を図ることが必要です。また、企業等への就職に向けた訓練を行う「就労移行支援事業」（4頁参照）を推進するとともに、中央区障害者就労支援センターを中心に、関係機関の連携のもと、就職後の職場定着に至るまでを一貫して支援していくことが求められます。
- 精神障害のある人の就労支援にあたっては、日々の体調の変化が著しいことから、生活面もあわせた一体的な支援がより重要となります。区内の精神障害のある人のための日中活動の場であるリバーサイドつつじにおいて、生活面や就労面の支援を必要に応じてきめ細やかに実施できるよう、体制整備を支援していくことが求められています。
- 今後は、離職した人や休職中の人の職場復帰を推進するため、中央区社会福祉協議会における就労移行支援事業の実施や中央区障害者就労支援センターの就労支援、生活支援機能の充実など、精神障害のある人や企業等に対する専門的かつ継続的な支援を進めていく必要があります。
- 地域生活支援事業として更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業（52頁参照）を実施し、福祉施設利用者の企業等への就職を経済的な面から支援することも大切です。
- また、障害の重複や医療的ケアの必要性など、障害の状態により働くことが困難な人も、社会の一員として地域で充実した生活を送ることができるよう、日中活動の場として、地域生活支援事業の一つである地域活動支援センターを整備し、支援内容の充実を図る必要があります。

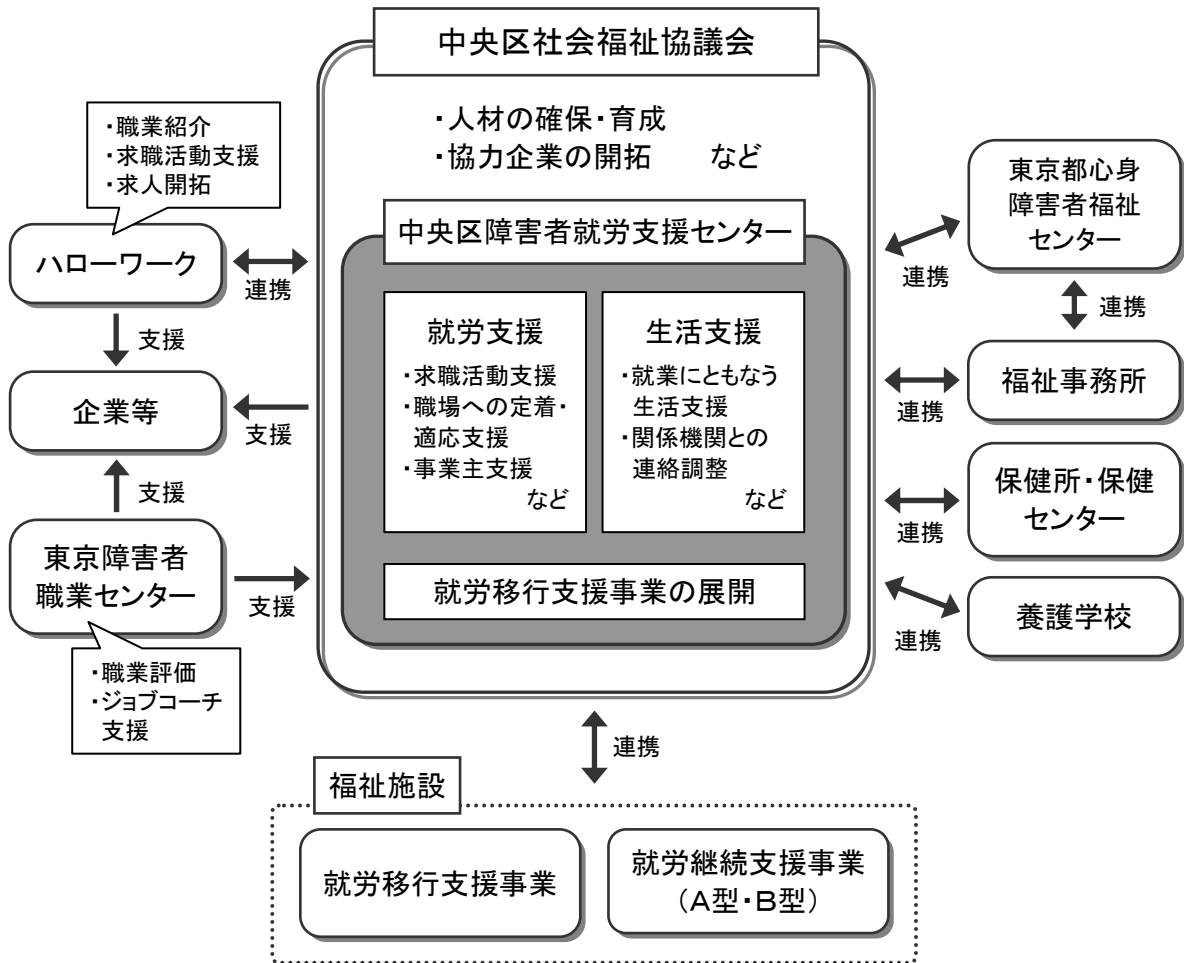
■ 企業等の障害者雇用に対する支援

- 障害のある人の雇用及び雇用環境の整備を促進するため、引き続き企業等や区民に対する普及・啓発、各種助成制度に関する情報提供に努めるとともに、法定雇用率達成に向けた取り組みを進めることが必要です。
- 障害のある人を雇用している、あるいは雇用を検討している企業等への支援を充実していくことも重要です。トライアル雇用やジョブコーチ（職場適応援助者：74頁参照）など、国の各種制度の活用を積極的に進めるとともに、区による助成制度の創設など区独自の支援策を検討する必要があります。
- 雇用の場の開拓や実習機会の拡充、在宅就労の促進などを地元の商店や企業と連携・協力して進める必要があります。また、障害のある人を積極的に雇用している企業や先進的な取り組みをしている事業所等に対しては、区のホームページでの紹介や製品の優先購入制度の創設、インターネット販売の支援などの評価・支援制度の検討が求められます。

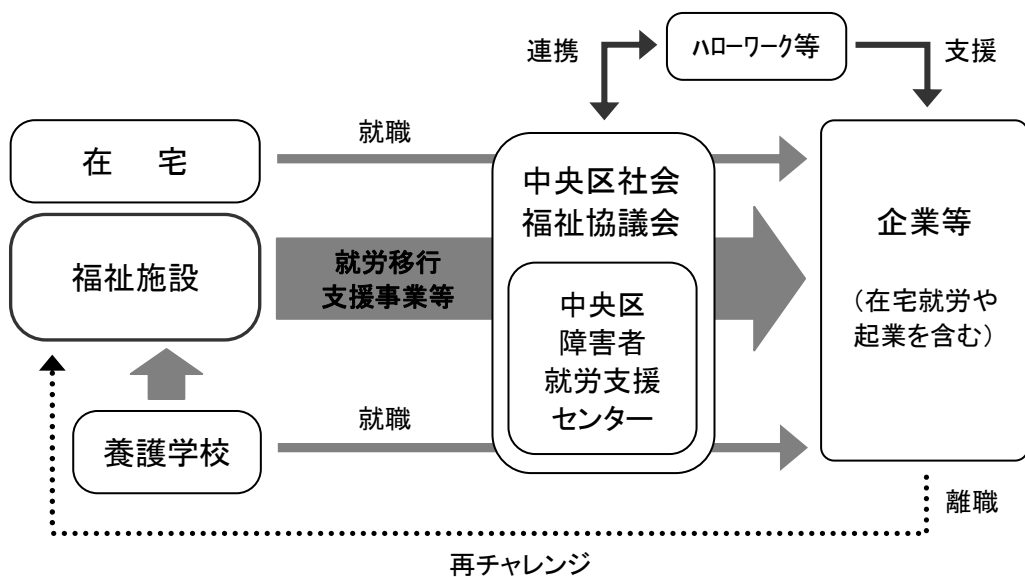
■ 福祉施設における就労支援の強化

- 障害のある人が個々の適性や能力に応じて働くことができる環境を整備するという視点から、区内の障害者福祉施設の機能について、障害者自立支援法に基づく事業体系へと再編を進める必要があります。
- 企業等で働く意欲や能力のある養護学校卒業生、福祉施設利用者、離職者等に対しては、企業等に就職し、継続して働き続けることができるよう、就労移行支援事業の実施体制を整備していくことが重要です。そのためには、事業の実施に向けた人材の確保・育成や協力企業の開拓など、中央区社会福祉協議会の体制整備が求められます。中央区障害者就労支援センターの支援機能の強化も含め、どのような体制が必要かを検討する必要があります。その上で、中央区社会福祉協議会を中核とする福祉、保健、教育、労働の各分野の関係機関のネットワークの構築に取り組み、各分野の相互の連携のもと、就職に向けたサポートを行う体制を整備していくことが重要です。
- 福祉施設が提供する働く場である「就労継続支援事業(A型・B型)」(4頁参照)の体制整備を進めていくことも重要です。企業等に就職することが難しい人も、できる限り地域で自活していくことができるよう、B型のみならずA型も実施するよう誘導していくことが重要です。賃金・工賃アップへの取り組みも含め、区独自の支援策を検討していく必要があります。

[就労支援における関係機関の連携体制]



[企業等への就職に向けた支援体制のイメージ]



(3) 地域生活を支えるサービスの充実

- 障害のある人一人ひとりが、自分の望む生活を主体的に決定し、それぞれの生活スタイルにあわせた多様な暮らし方を選ぶことができることが重要です。居住の場の整備と並行して、地域生活の継続を支える多様なサービスの充実を図るとともに、サービスの利用者負担についてもきめ細やかな配慮を行っていくことが必要です。

■ 障害福祉サービス(介護給付)の充実

- 支援費制度の対象外であった精神障害のある人も含め、障害の種別や程度にかかわらず、一人ひとりのニーズに応じてサービスを提供するために、利用者への事業者情報の提供体制を充実させる必要があります。
- 病院を退院した精神障害のある人を支える居宅サービス、重度の障害のある人のための「重度訪問介護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」(4頁参照)など、必要なサービスを適切に利用できる体制づくりを進めることが重要です。

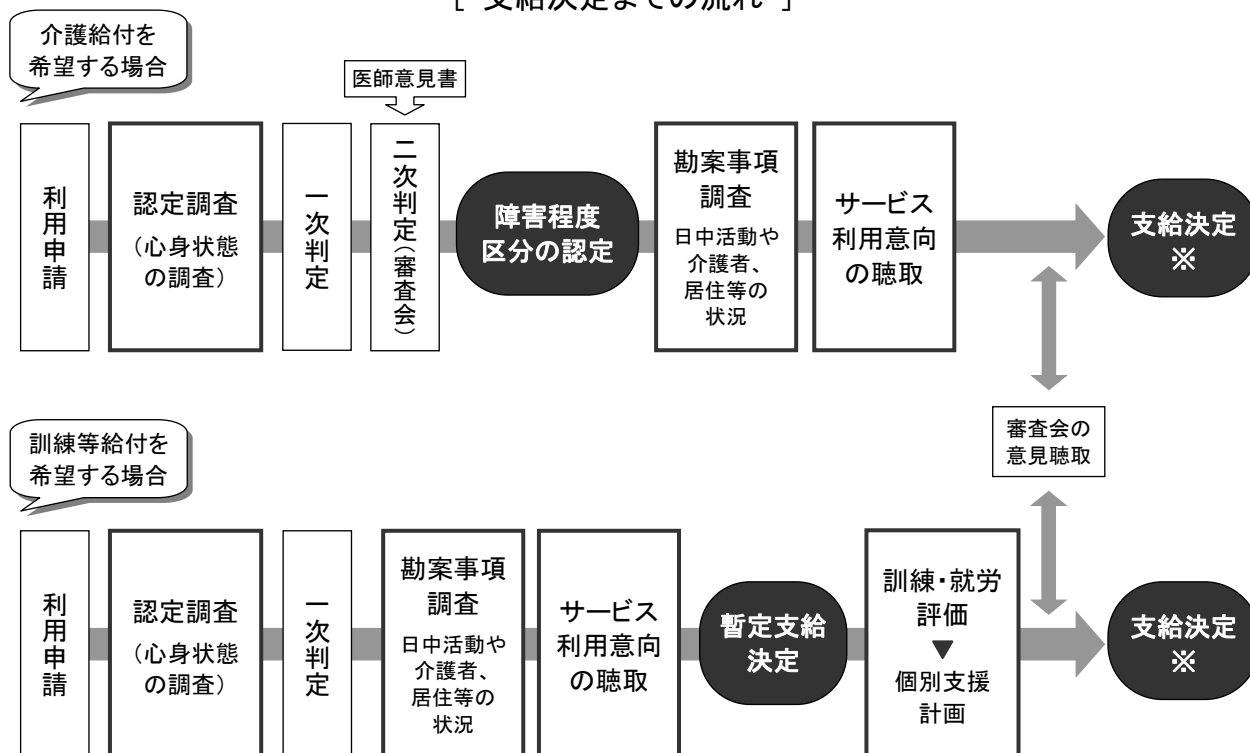
■ 地域生活支援事業の構築・充実

- 障害者自立支援法により、障害のある人に個別に給付を行う障害福祉サービス(介護給付及び訓練等給付)に加え、区市町村が地域の実情に応じて、柔軟な形態で実施する「地域生活支援事業」が創設されました。
- 区はサービス水準を確保するという観点から、これまで実施してきた事業を地域生活支援事業として再編しました(詳細は52頁参照)。従来の制度との整合を図りつつ、各種事業の充実を図り、障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう支援していくことが大切です。
- また、障害のある人が息抜きや仲間づくり、余暇活動をできる場など、生活に潤いをもたらす新たなサービスを、今後検討する必要があります。
- 地域生活支援事業の利用者負担は原則として定率1割負担となりますが、低所得者への配慮として、区独自の負担軽減策を創設・実施する必要があります(詳細は52頁参照)。

■ 公平・透明な支給決定のしくみの確保

- 障害者自立支援法における障害福祉サービス（介護給付及び訓練等給付）を利用するためには、区による支給決定を受けなければなりません。
- 特に、介護給付の支給決定を受けるためには、心身の状態に関する認定調査等に基づき、障害程度区分（73頁参照）の認定を受ける必要があります。
- 障害程度区分のほか、日中活動や介護者の状況、サービスの利用状況を基礎に、支給するサービスの種類や量を決定する基準を定め、一人ひとりの状態や必要性に応じて、障害福祉サービスを提供できる体制整備が必要です。
- あわせて、区の職員による認定調査の実施体制の整備や、審査会の適正な運営に努めるとともに、認定調査員、審査会委員、主治医に対する研修の充実を図り、支給決定のしくみの公平性・透明性を確保することも重要です。
- 地域生活支援事業についても支給決定のしくみを整備し、障害福祉サービスとあわせて公平かつ公正なサービスの実施に努めていく必要があります。

[支給決定までの流れ]



※支給決定に不服がある場合は、東京都知事に審査請求（不服申立）を行うことができる。

■ サービスの質の確保・向上

- 障害福祉サービス事業者が利用者の立場に立った、質の高いサービスを提供するよう、事業者に対する指導、支援を行う必要があります。
- 民間事業者に第三者評価制度（74 頁参照）の受審費用を助成することで、事業者自身によるサービスの質の改善・向上に向けた取り組みにつなげていくことも重要です。
- 区が実施主体となる地域生活支援事業の質の確保に関しては、事業を委託して実施する場合も含め、障害福祉サービスに準じた研修等の充実に努める必要があります。
- 障害福祉サービス利用の中核的な役割を担う、相談支援事業に携わる職員の相談対応技術やケアマネジメント技術（73 頁参照）の向上のための研修等を実施し、資質の向上を図ることも大切です。

■ 低所得者等への支援

① 利用者負担の軽減

- 障害福祉サービスの利用者負担は、平成 18 年 4 月より、応能負担から定率負担（75 頁参照）に変更され、障害種別によって異なっていた食費・光熱水費等の実費負担も 3 障害に共通した利用者負担のしくみとなりました。
- 定率負担、実費負担とも、国及び東京都により低所得者に配慮した軽減策が講じられているところです。中央区においては、さらなる軽減策として、通所サービス利用料について、定率 1 割負担を 3%に軽減する（区民税非課税世帯）とともに、障害児の補装具費及び児童デイサービス利用料については全額免除を実施するとしています。国及び東京都の負担軽減策とあわせて、中央区独自の軽減策についても、広く利用者に対して周知していく必要があります。
- 地域生活支援事業の利用者負担については、次頁の表のとおりであり、中央区は原則定率 1 割負担とすることとしています。ただし、世帯の所得に応じた区分ごとの負担上限月額を設定し、障害福祉サービス利用分と地域生活支援事業利用分を合算した利用者負担額の上限管理を実施するとしています。また、性質上繰り返し利用されるサービスについては、区民税非課税世帯の負担を 3%に軽減する（ただし、生活保護世帯は無料。平成 21 年 3 月 31 日までの時限措置）としています。これらの中央区独自の負担軽減策により、サービス利用による負担を軽減していく必要があります。

[地域生活支援事業の内容及び利用者負担]

事業名	対象者	事業内容	利用者負担
(1)相談支援	身体障害者 知的障害者 精神障害者	障害者やその家族に対する相談支援を実施する	無料
(2)コミュニケーション支援	身体障害者 (聴覚)	日常生活上の活動や意思疎通が円滑に行えるよう、手話通訳者、要約筆記者を派遣する	無料
(3)日常生活用具給付等	身体障害者 知的障害者 精神障害者	重度の心身障害者の日常生活の利便を図るため、浴槽等の生活用具の給付または貸与、住宅改修費の支給を行う。なお、ストマ用装具の給付は、他の種目と異なり、継続的な給付を行う	1割(区民税非課税世帯におけるストマ用装具等給付等は3%)
(4)移動支援 ①個別支援型 ②車両移送型	①身体障害者 知的障害者 精神障害者 ②身体障害者 知的障害者	①社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出時の介護を行う ②福祉センターで行うサービスを利用する障害者に、リフト付バスを運行する	①1割(区民税非課税世帯は3%) ②1割
(5)地域活動支援センター	身体障害者 知的障害者	成人のデイサービスを実施する	1割
(6)訪問入浴サービス	身体障害者 知的障害者	重度の心身障害者に対し、週1回、巡回入浴車を派遣して、入浴の機会を提供する	1割(区民税非課税世帯は3%)
(7)更生訓練費・施設入所者就職支度金給付	身体障害者 知的障害者 精神障害者	地域生活への移行や就労を支援するため、施設サービス等を利用している障害者に対し、訓練費や就職支度金を支給する	所得制限
(8)日中一時支援	身体障害者 知的障害者 精神障害者	日常的に介護している家族等の支援が受けられない場合に、日中、日帰りによる活動の場を提供する	1割
(9)生活サポート	身体障害者 知的障害者 精神障害者	障害の程度が軽度であり、障害者自立支援法による居宅介護を受けられない人に、ホームヘルプサービスを提供する	1割(区民税非課税世帯は3%)
(10)自動車運転免許取得・改造費助成	身体障害者 知的障害者	一定以上の障害程度の人に対し、国基準により運転免許証取得費用・自動車改造費(自動車改造費については身体障害者のみ対象)を助成する	所得制限

※ (1)～(5)は必須事業。(6)～(10)は区が独自に地域生活支援事業として実施する事業。

② 自立支援医療の利用者負担の軽減

- 従来の公費負担医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）である自立支援医療の利用者負担については、医療費の1割の定率負担が原則となりますが、低所得者だけでなく、一定の負担能力はあっても、継続的に相当額の医療負担が生じる人についても、負担上限月額を設定するなどの負担軽減策が講じられています。
- 東京都においても独自の負担軽減策を講じており、中央区は、これらの制度に基づき負担軽減を実施するとともに、広く利用者に周知していく必要があります。

(4) 相談支援体制の構築

- 必要な障害福祉サービスの利用を支援する体制、障害のある人の権利を擁護する取り組みなど、障害のある人が地域で自立し、自分らしい生活を送ることができるための支援体制を地域の連携・協力により構築していくことが重要です。

■ 相談・サービス利用支援体制の整備

- 障害のある人の地域生活を支えるためには、障害のある人やその家族からの相談に応じ、障害の状況に応じて必要なサービスを利用できるよう情報提供等適切な支援を行っていく必要があります。地域生活支援事業における相談支援事業として、区の相談窓口を中核に、中央区障害者就労支援センターにおける就労相談をはじめ、休日精神保健福祉相談や保健所における精神保健福祉相談などの機能の充実を図る必要があります。
- また、入所施設や病院から地域生活への移行をコーディネートする機能を整備することが求められています。そのためには、関係機関との連携による支援体制の構築や様々な知識や能力をもつ団塊世代（74 頁参照）の活用などによる人材の確保・育成が必要となります。
- 障害のある人の希望や必要性に応じて、サービスを適切に組みあわせ、計画的に利用されるよう支援するケアマネジメント体制を整備することも重要です。介護保険によるサービスとの併用者に対しては、各障害者に適切なサービスを提供できるよう、介護支援専門員との連携を強化していく必要があります。
- 相談支援事業を適切に実施するため、障害のある人を支える地域の関係機関による地域自立支援協議会（75 頁参照）を設置し、支援困難事例に対する対応や、地域の連携・協力による支援体制を構築していく必要があります。

■ 権利擁護体制の整備

- 障害のある人の権利を守り、障害のある人の立場に立った支援を積極的に推進していくことも重要です。そのために、社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」と連携し、福祉サービスの利用や日常生活上の手続き・支払い等を支援する権利擁護支援事業（73 頁参照）の実施を進めるとともに、成年後見制度（74 頁参照）の周知や制度に関する総合的な相談、申立てや後見の支援等を推進し、制度を必要とする人を制度の利用に結びつけていく必要があります。

- 障害のある人への虐待の防止や早期発見・早期対応を図るため、地域包括支援センター（75 頁参照）を中心に地域や関係機関との連携による連絡・対応のしくみづくりが求められています。そのためには、地域包括支援センターの体制整備について検討する必要があります。

(5) 地域の理解や協力の促進

- 障害のある人の地域での暮らしを実現するためには、地域の理解や協力が欠かせません。障害のある人も社会の一員として暮らせることが、真に豊かで、誰にとっても安心な地域社会であるといえます。こうした認識のもと、ふれあい、かかわりあいの中で、障害のある人もない人も互いの個性を認め合いつつ、共に暮らし、支えあっていくことができる地域づくりをめざす必要があります。

■ 地域の理解と交流の推進

- 障害や障害のある人に対する無理解・無関心、偏見、差別などをなくすため、障害のある人と交流する機会を拡充するなど、障害に対する正しい知識の普及や啓発を図るとともに、子どもの頃から福祉教育・学習等を一層推進していくことが大切です。
- 福祉施設等の場において、地域住民等との交流、ボランティアの受け入れを推進する必要があります。

■ 地域における支えあい活動の充実

- 社会福祉協議会等との連携のもと、民生委員や町会・自治会、ボランティア、NPO（73頁参照）などによる、障害のある人の生活を地域全体で支えるための、多様な活動の充実を図ることが大切です。
- 障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、身近な地域の中で障害のある人の生活を見守る体制づくりが求められています。

3 平成 23 年度までに達成すべき目標

(1) 目標値設定の考え方

- 障害のある人の地域生活や企業等での就労を推進する観点から、障害福祉サービス量の見込みにあたっては、下表の項目について、平成 23 年度を目標年度とする数値目標を設定することとされています。
- 中央区においては、東京都の基本的考え方をもとに、区の実情を勘案した上で目標設定を行うとともに、その目標達成に必要なサービス量を見込み、確保策を検討していく必要があります。

[目標値設定に関する国の基本指針及び東京都の基本的考え方]

施設入所者の地域生活への移行	国の基本指針	現状の施設入所者の1割以上が施設を退所し、グループホーム・ケアホーム、公営住宅等の一般住宅に移行することをめざすとともに、施設入所者数を7%以上削減する。
	東京都の基本的考え方	現状の施設入所者の1割以上が施設を退所し、グループホーム等に移行することをめざすと同時に、地域生活支援型入所施設を整備し、現状の入所定員数より増加しないこととする。
入院中の精神障害者の地域生活への移行	国の基本指針	受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者（以下「退院可能精神障害者」という。）が退院することをめざし、退院可能精神障害者数の減少目標値を設定する。
	東京都の基本的考え方	現状の退院可能精神障害者の5割以上が退院し、地域生活へ移行することをめざす。
施設から企業等での就労への移行	国の基本指針	施設利用者のうち、企業等に就職（在宅就労や起業を含む）する人を現状の4倍以上とすることを目標に、施設利用者のうち2割以上が就労移行支援事業を、就労継続支援事業利用者のうち3割はA型（雇用型）を利用することをめざす。
	東京都の基本的考え方	施設利用者のうち、企業等に就職（在宅就労や起業を含む）する人を現状の2倍以上とすることを目標とする。

(2)達成すべき目標値

① 施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
施設入所者数実績(A)	85人	平成17年度平均人数
施設入所者目標数(B)	85人	平成23年度末見込み
【目標①】 削減見込み数(A-B)	0人 (A≥B)	施設入所者数の削減見込み数
【目標②】 地域生活移行目標数	9人 (Aの10%)	Aのうち、施設を退所し、地域生活への移行をめざす人数

② 入院中の精神障害者の地域生活への移行

項目	数値	備考
退院可能精神障害者数実績(A)	36人	平成14年度実績
【目標】 減少目標数	5人以上	Aのうち、平成23年度末までに減少をめざす人数

③ 施設から企業等での就労への移行

項目	数値	備考
施設利用者のうち 企業等への就職者数実績(A)	7人	平成17年度実績
【目標】 施設利用者のうち 企業等への就職者目標数	14人以上 (Aの2倍)	平成23年度見込み

第4章 障害福祉サービス量等の見込み

1 障害福祉サービス量の見込み

(1) 訪問系サービス

[訪問系サービス量の見込み]

		平成18年度 下半期	平成19年度	平成20年度	平成23年度
居宅介護	人/月	70	72	76	85
	時間/月	1,273	1,293	1,361	1,518
	1人あたり時間	18	18	18	18
重度訪問介護	人/月	4	4	5	6
	時間/月	1,398	1,398	1,573	2,097
	1人あたり時間	350	350	315	350
行動援護	人/月	0	1	1	4
	時間/月	0	25	25	100
	1人あたり時間	0	25	25	25
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	1
	時間/月	0	0	0	420
	1人あたり時間	0	0	0	420

※「重度訪問介護」の平成20年度については、年度途中からの利用者を1人想定しているため、「1人あたり時間」が他の年度と一致しない。

(2) 日中活動系サービス

① 日中活動系サービス量の見込み

[日中活動系サービス量の見込み]

		平成18年度 下半期	平成19年度	平成20年度	平成23年度
生活介護	人/月	7	28	34	41
	人日/月	149	558	677	826
自立訓練(機能訓練)	人/月	5	7	8	10
	人日/月	100	130	160	200
自立訓練(生活訓練)	人/月	1	2	3	4
	人日/月	23	35	51	74
就労移行支援	人/月	0	4	6	12
	人日/月	0	84	122	245
就労継続支援(A型)	人/月	0	6	6	9
	人日/月	0	120	123	172
就労継続支援(B型)	人/月	1	69	75	84
	人日/月	27	1,389	1,503	1,678
療養介護	人/月	1	1	1	1
児童デイサービス	人/月	—	—	—	25
	人日/月	—	—	—	136
短期入所	人/月	20	21	22	23
	人日/月	135	142	149	155
旧体系事業	人/月	126	36	22	0
	人日/月	2,513	724	444	0

※「児童デイサービス」は、平成22年度に新体系に移行する予定である。

② 区内の日中活動系サービス(施設)の機能再編計画

- 平成 23 年度に向けて設定した目標値を踏まえ、目標達成に必要なサービス量の確保に向けて、区内の各障害者福祉施設の機能の再編を誘導・支援していく必要があります。
- 日中活動の場と居住の場を分離する視点から、レインボーハウス明石入所者が、日中は施設外で活動することができる体制の整備を、区内の施設間の連携により進めていくことが重要です。

[区内施設の機能再編計画]

施設名	サービスの種類	定員(人)			
		平成18年度 下半期	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
福祉センター	就労継続支援(B型)	—	35	35	35
	自立訓練(機能訓練)	10	10	10	10
	地域活動支援センター	25	25	25	25
	児童デイサービス	—	—	—	12
	合 計	35	70	70	82
レインボーハウス 明石	生活介護	—	20	20	20
	就労移行支援	—	6	6	6
	就労継続支援(A型)	—	6	6	6
	就労継続支援(B型)	—	20	20	20
	短期入所	6	6	6	6
	合 計	6	58	58	58
さわやかワーク中央	就労継続支援(B型)	—	20	20	20
	就労移行支援	—	—	—	6
	合 計	0	20	20	26
リバーサイドつつじ	就労継続支援(B型)	—	20	20	20
	合 計	0	20	20	20
合 計		41	168	168	186

(3) 居住系サービス

① 居住系サービス量の見込み

[居住系サービス量の見込み]

		平成18年度 下半期	平成19年度	平成20年度	平成23年度
施設入所支援	人/月	18	55	68	85
旧体系事業	人/月	67	30	17	0
共同生活援助・共同生活介護	人/月	23	26	29	38

② 区内の居住系サービス(施設)の機能再編・新規整備計画

- 重度の障害がある人の地域生活を支援する拠点として、レインボーハウス明石における施設入所支援の実施体制を整備していく必要があります。
- 施設から地域生活に移行した人や精神科等の病院を退院した人、親元等から独立して暮らすことを希望する人の居住の場の確保に向けて、民間事業者によるグループホーム（共同生活援助）・ケアホーム（共同生活介護）の整備を支援していく必要があります。

[区内施設の機能再編計画]

施設名	サービスの種類	定員(人)			
		平成18年度 下半期	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
レインボーハウス明石	施設入所支援	—	30	30	30
フレンドハウス京橋	共同生活援助	6	6	6	6
グループホームハーモニー	共同生活援助・ 共同生活介護	7	7	7	7
ホームつつじ	共同生活援助	4	4	4	4
合 計		17	47	47	47

[区内施設の新規整備計画]

		平成18年度 下半期	平成19年度	平成20年度	平成23年度
共同生活援助・共同生活介護	定員	—	—	—	6
	か所数	—	—	—	1

(4) 相談支援サービス

[相談支援サービス量の見込み]

		平成18年度 下半期	平成19年度	平成20年度	平成23年度
相談支援サービス (サービス利用計画作成)	人/月	2	2	2	3

2 地域生活支援事業量の見込み

[地域生活支援事業量の見込み]

		平成18年度 下半期	平成19年度	平成20年度	平成23年度
(1)相談支援					
相談支援					
障害者相談支援	か所数	1	1	1	1
地域自立支援協議会	か所数	1	1	1	1
市町村相談支援機能強化	か所数	1	1	1	1
成年後見制度利用支援	か所数	1	1	1	1
(2)コミュニケーション支援					
手話通訳者派遣	実利用者数/月	14	15	15	17
	時間/月	43	46	48	55
要約筆記者派遣	実利用者数/月	2	2	2	3
	時間/月	4	4	5	7
(3)日常生活用具給付等	合計件数/年	247	499	505	517
介護・訓練支援用具	件数/年	4	8	9	10
自立生活支援用具	件数/年	8	15	16	18
在宅療養等支援用具	件数/年	7	14	15	17
情報・意思疎通支援用具	件数/年	14	27	28	30
排泄管理支援用具	件数/年	210	425	425	428
住宅改修費	件数/年	2	3	4	5
(4)移動支援					
個別支援型	実利用者数/月	27	29	30	34
	時間/月	1,018	1,070	1,107	1,192
車両移送型	延利用者数/年	1,476	3,800	3,800	3,800

※「(3)日常生活用具給付等」は、小数点以下を四捨五入して掲載しているため、表中の数値を計算しても結果が一致しないことがある。

[地域生活支援事業量の見込み]

		平成18年度 下半期	平成19年度	平成20年度	平成23年度
(5) 地域活動支援センター	か所数	1	1	1	1
	人日/月	240	240	240	260
(6) 訪問入浴サービス	実利用者数/月	6	7	7	8
	回/月	24	28	28	32
(7) 更生訓練費・施設入所者 就職支度金給付					
更生訓練費給付	実利用者数/年	10	13	15	15
施設入所者就職支度金給付	実利用者数/年	0	0	0	4
(8) 日中一時支援	実利用者数/月	12	13	13	14
	回/月	35	38	40	42
(9) 生活サポート	実利用者数/月	0	1	1	1
	時間/月	0	8	8	8
(10) 自動車運転免許取得・ 改造費助成	実利用者数/年	3	4	4	5

資 料 編

1 障害者自立支援法に基づく事業以外の主な事業

区 分	事業名	対象者	事業内容
地域生活支援サービス	ケアマネジメント体制の整備	—	ケアマネジメント従事者の養成を図るとともに、関係部署・関係機関等によるケア会議を開催する
	人工肛門、人工膀胱用装具購入費助成	人工肛門・人工膀胱(ストマ)造設受術者	障害者手帳取得前の人工肛門・人工膀胱の造設者に対し衛生保持等に要する装具の購入費の一部を助成する
	重度心身障害者紙おむつ等の支給	3歳以上65歳未満の重度心身障害者	月150枚を限度として紙おむつを支給する。入院の場合で、病院指定のおむつの使用が義務づけられているときは、月7,000円を限度として助成金を支給する
	重度心身障害者ふとん乾燥・丸洗い	65歳未満の重度心身障害者(児)	ふとん乾燥を年10回とふとんの丸洗い及び水洗いを年各1回実施する
地域における生活基盤の整備	住宅修繕資金融資あっせん	心身障害者(児)	必要な資金融資を、区の指定する金融機関にあっせんする住宅修繕資金融資あっせん制度を実施する
	精神障害者グループホームに対する助成	—	精神障害者グループホーム(ホームつつじ)の運営助成を行う
	精神障害者共同作業所に対する助成	—	精神障害者共同作業所(リバーサイドつつじ)の運営助成を行う
安全・安心に暮らせる環境づくり	災害時要援護者の安全確保	寝たきりのお年寄り及び障害のある人	災害時に、支援を希望する人を登載した「名簿」を作成し、関係機関等に配布する
	火災安全システムの設置	心身障害者(児)及び高齢者	東京消防庁に自動通報する火災自動通報機器の設置等を行う
	家具類転倒防止器具の設置	心身障害者及び高齢者	家具類の転倒防止器具の設置を行う
	緊急通報システムの設置	身体障害者及び高齢者	身体障害者及び高齢者に対して緊急通報システム機器の設置を行う
	重度身体障害者等「緊急通報システム」の貸与	ひとり暮らし等の重度身体障害者や難病患者	緊急時にボタンを押すだけで東京消防庁と「緊急通報連絡員」に通報できる緊急通報システム機器「無線発信器」を貸与する
ボランティア、NPO等が積極的に活動するまちづくり	住民参加型在宅福祉サービス「虹のサービス」の充実	高齢者、障害者や産前産後の人等	日常生活上何らかの援助を必要とする利用会員に対して、地域の協力会員が家事援助等のサービスを提供する
誰にもやさしいユニバーサルデザインの環境づくり	人にやさしい歩行環境の整備	一般区民	身体障害者(児)や高齢者などが、安全で快適に歩けるように、歩道の拡幅などの整備を行う

区分	事業名	対象者	事業内容
健康づくりと介護予防の推進	要介護者歯科保健医療推進事業	障害者及び在宅の要介護者等	身近な地域で、必要な歯科医療サービスの提供が受けられるように「かかりつけ歯科医」の紹介・相談窓口を運営する。また、誤嚥性(ごえんせい)肺炎の予防、食べる・飲み込む機能の回復、口臭の予防に効果がある口腔ケアの普及啓発を図る
生涯学習活動、余暇活動等の充実	かえで学級	区内在住・在勤の知的障害者(児)及び区の心身障害学級卒業生	知的障害者(児)が社会人として必要な教養や日常生活に有益な知識、技能を身につけ、社会参加を拡大できるよう学級を開設し、継続的な学習やレクリエーション活動を行う
	文化・スポーツ活動への参加促進	障害者団体等	スポーツ大会等の通知を東京都及びその他の団体から関係各部署及び障害者団体に送付し、参加の周知を図る
	講座・講習の開催(福祉センター)	心身障害者	心身障害者の趣味と障害者相互の交流を図るとともに、障害者に対する理解とボランティアの養成のため講習・講座を開催する
	施設の提供(福祉センター)	心身障害者(児)やその関係者	学習・活動・交流の場として、会議室、団体・ボランティア室等の施設を提供する
	心身障害者(児)宿泊レクリエーション	心身障害者(児)	バスによる1泊旅行のレクリエーションを実施する
	図書館サービスの充実	高齢者、障害者	録音資料の整備、図書等の郵送貸し出しや対面朗読などを行う
	心身障害者団体バス借上費の助成	障害者福祉団体	バスを借り上げてレクリエーション等の行事を行う場合に、年に2回、1回につき3台(リフト付バスは年間2台)を限度としてバス借上費の全部または一部を助成する
	リフト付ハイヤーの運行	重度身体障害者(児)	車椅子やストレッチャーに乗ったまま移動できるリフト付ハイヤーを運行し、初乗り運賃の助成を行う
	心身障害者タクシー利用券の給付等	歩行困難な心身障害者(児)	タクシー利用券の給付またはガソリン代の助成を行う
	知的障害者位置情報サービス費用助成	外出時に見守りが必要な知的障害者(児)の保護者	PHS(簡易携帯電話)及びGPS(人工衛星測位システムと携帯電話網)による位置情報サービスの利用料の一部を助成する
身体障害者電話料金の助成	重度身体障害者(児)	区民税非課税世帯に対し、電話料金を助成する	
交流機会の拡大	健康福祉まつりの開催	一般区民	区と中央区社会福祉協議会及び実行委員会との共催により実施する
	知的障害者生活支援施設「レインボーハウス明石」30人展の開催支援	施設入所者	入所者の作品展である30人展に対する支援を行う
精神障害者の自立と社会参加促進	地域精神保健福祉連絡協議会	—	地域社会での自立と社会参加の促進について検討する
	精神障害者保健福祉手帳の交付(都事業)	精神障害者	精神障害者の自立と社会参加の促進を目的に、精神障害者保健福祉手帳を交付する

区 分	事業名	対象者	事業内容
障害のある子どもの教育	教員や保育士における特別支援教育研修	教員及び保育士	障害のある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた適切な教育的支援を行うため、専門的な指導力の向上を図る
障害児施策の充実	障害児保育	乳幼児で、集団保育が可能なすべての障害児	区内全保育園で実施する
広報・啓発活動の推進	福祉教育や普及啓発の推進	一般区民	イベント、学校教育行事等を活用して、障害者への理解の促進や福祉教育の一層の充実を図り、地域における福祉のまちづくりの啓発を推進する
	啓発活動の推進	一般区民	「障害者週間」などにあわせ、障害者のための各種サービス等について「区のおしらせ」などに掲載する
苦情解決・権利擁護のしくみづくり	成年後見支援センター「すてっぷ中央」	自己決定に十分能力を有しない認知症高齢者や障害者等	福祉サービスの利用援助、金銭管理や財産保全サービスを行い、自立した日常生活が送れるように支援する
	成年後見開始申立事務	判断能力が不十分な高齢者や知的障害者等	対象者の4親等内の親族による成年後見の申立てが期待できない場合に、本人の権利を擁護するため、区長が審判の請求を行う
情報提供・相談体制の充実	情報利用におけるバリアフリー化	—	ホームページの音声による読み上げ機能への対応や、文字の拡大表示などの取り組みとともに、刊行物の活字文書の内容を音声で伝えることができる「SPコード」を添付するほか、色覚障害のある人への配慮や工夫を進める
	「障害者のための窓口案内」の発行	障害者	障害のある人々にとって必要な新しい情報をわかりやすく提供するため、冊子を発行する
	視覚障害者に対する情報提供	視覚障害者	広報媒体の充実を図るため、区のおしらせの内容をカセットテープにした「声の広報」及び点字版にした「点字広報」を発行する
	面接相談	生活に困っている人・心身障害者等	対象者の状況とニーズの把握を行うとともに、面接相談の結果、必要に応じて専門の職員に引き継ぎ、あるいは関係機関との連絡調整にあたる
	身体障害者相談員・知的障害者相談員	身体障害者(児)や知的障害者(児)の保護者	相談員業務の委託を行い、障害のある人や保護者からの各種相談に応じ、助言や指導を行う
	こどもの発達相談・指導(福祉センター)	高校生以下	心身の発達に関する様々な相談を受け、検査・評価を行い、成長にあわせ適切な指導を行う
	精神保健福祉相談	精神的な悩みをもつ人、精神障害者等	精神障害者の治療・社会参加の促進及び在宅での生活支援を目的に、面接・電話相談等を行う
	精神障害者家庭訪問	自宅療養中等の精神障害者	精神障害者の治療促進・医療確保を目的に、保健師による訪問指導及び、必要に応じて専門医による訪問指導を行う

2 中央区障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 「中央区障害福祉計画」(以下「障害福祉計画」という。)を策定するため、中央区障害福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査・検討を行い、その結果を区長に報告する。

- 一 障害福祉計画策定に際しての基本的な考え方
- 二 障害福祉計画に盛り込むべき課題及び施策

(組織)

第3条 委員会は、24人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。

- | | |
|---------------|------|
| 一 学識経験を有する者 | 2人以内 |
| 二 医療関係団体の構成員 | 2人以内 |
| 三 福祉サービス事業者代表 | 3人以内 |
| 四 福祉関係団体の構成員 | 4人以内 |
| 五 区民代表 | 4人以内 |
| 六 就労関係機関の構成員 | 3人以内 |
| 七 教育機関の構成員 | 2人以内 |
| 八 区職員 | 4人以内 |

3 委員会の下に幹事会を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、選任の日から平成19年3月31日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等及びその職務)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

(定足数及び表決)

第7条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者等の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第9条 委員会は、特に非公開とする必要がある場合を除き、公開とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、福祉保健部管理課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

3 中央区障害福祉計画策定委員会委員名簿

区分	氏名	役職・所属
学識経験者	高橋 紘士	立教大学コミュニティ福祉学部教授
	本山美八郎	日本文化大学教授
医療関係団体	齋藤 英二	中央区医師会
	勝 久寿	日本橋医師会
福祉関係団体	西野とし子	中央区身体障害者福祉団体連合会会長代行
	大金 紀子	中央区心身障害者・児福祉団体連合会会長
	渡部 容子	中央区精神障害者家族会副会長
	豊田 正文	社会福祉協議会事務局長
区民代表	柴崎 仁久	中央区町会連合会会長
	松岡 則子	京橋地域民生・児童委員協議会障害福祉部会副部会長
	小堀 喜久雄	日本橋地域民生・児童委員協議会障害福祉部会部会長
	熊谷 正義	月島地域民生・児童委員協議会障害福祉部会副部会長
就労関係機関	赤尾 浪広	飯田橋公共職業安定所統括職業指導官
	早川 雅人	(財) ヤマト福祉財団事務局長
	功刀 眞一	中央区障害者就労支援センター
福祉サービス事業者	別所 玲子	居宅支援事業者 株式会社ベストサポート日本橋サービスコーディネーター
	笹谷 亨江	レインボーハウス明石施設長 (東京都知的障害者育成会)
	林 裕一	月島おとしより相談センター生活相談員 (地域包括支援センター・賛育会)
教育機関	甲田 嘉代	東京都立墨東養護学校進路指導主任
	吉平 竜太郎	東京都立江東養護学校進路指導専任
区職員	高橋 春雄	中央区企画部長
	小池 正男	中央区教育委員会事務局次長
	小泉 典久	中央区福祉保健部長
	大倉 慶子	中央区保健所長兼保健衛生担当部長

(敬称略：順不同)

4 中央区障害福祉計画策定委員会検討経過

	開催日時	検討内容
第1回	平成18年7月20日(木) 午後6時30分から	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員の委嘱 2 区側あいさつ 3 委員紹介・事務局紹介 4 委員長の選出 5 副委員長の選出 6 検討事項の依頼 7 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 中央区障害福祉計画策定委員会の検討事項及び検討方法案について (2) 中央区障害福祉計画策定委員会報告書骨子案について (3) 中央区障害福祉計画の基本的考え方 (4) 障害福祉を取り巻く現状 (5) 策定委員会の今後の日程について (6) その他
第2回	平成18年9月14日(木) 午後6時30分から	<ol style="list-style-type: none"> (1) 障害福祉を取り巻く現状と課題 (2) 計画の方向性 (3) 地域生活支援事業及びその他区の独自事業について (4) その他(今後の日程等)
第3回	平成18年12月15日(金) 午後6時30分から	<ol style="list-style-type: none"> (1) 中央区障害福祉計画策定委員会中間報告書(案)について (2) その他(今後の日程等)
第4回	平成19年2月28日(水) 午後6時から	<ol style="list-style-type: none"> 1 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 中央区障害福祉計画策定委員会報告書(案)について 2 区長への報告

5 用語の説明

あ行

NPO

民間非営利組織（Non-Profit Organization）の略称で、営利を目的としない活動を行う団体の総称。

か行

グループホーム・ケアホーム

知的障害、精神障害のある人が、日常生活上の支援や介護等を利用しながら、地域で共同生活を送る住居。障害者自立支援法に基づくサービスとして、従来からのグループホーム（共同生活援助）に加え、介護が必要な人を対象とするケアホーム（共同生活介護）が創設された。

ケアマネジメント

障害のある人一人ひとりの心身の状態、サービスの利用意向、家族の状況等を踏まえ、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと地域に存在するサービスや社会資源を適切に結びつけて調整を図り、計画的に利用されるようにするしくみ。

権利擁護支援事業

障害のある人等が地域で安心して暮らせるよう、権利擁護やその他生活全般に関する相談、福祉サービスの利用支援や財産保全、日常生活上の金銭管理を行う事業。

さ行

障害者就労支援センター

障害のある人が就労し、安心して働き続けられるよう、求職活動支援や職場定着支援などの就労支援と、日常生活に関する相談・支援などの生活支援を一体的に提供する機関。

障害程度区分

障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、心身の状態を総合的に表す区分であり、区市町村がサービスの種類や量を決定する際に勘案する事項のひとつとなるもの。

サービスの必要度に応じて区分1～6の6段階で判定される。障害者自立支援法における自立支援給付のうち、介護給付（ホームヘルプサービスや短期入所など）を利用するためには、この障害程度区分の認定を受ける必要がある。

ジョブコーチ（職場適応援助者）

障害のある人がスムーズに職場に適応できるよう、実際に働く場に同行し、仕事をする上での指導や支援、さらに障害のある人と企業との調整等を行う援助者。

自立支援医療

障害者自立支援法における自立支援給付として、これまでの3種類の公費負担医療制度（育成医療、更生医療、精神障害者通院医療費公費負担制度）を一本化した制度（平成18年4月より実施）。利用者負担については、医療費の1割の定率負担が原則となっている。

育成医療：身体障害児等で手術等によって障害の改善が見込まれる児童に、必要な医療を給付する制度（利用者負担は応能負担）。

更生医療：18歳以上の身体障害者で手術等によって障害の改善が見込まれる人に、必要な医療を給付する制度（利用者負担は応能負担）。

精神障害者通院医療費公費負担制度：精神疾患のある人で通院による精神医療を継続的に要する人に、医療費の95%を公費で負担する制度（利用者負担は原則5%の定率負担）。

成年後見制度

知的障害・精神障害などにより判断能力が十分ではない人を保護するための民法上の制度で、本人の財産管理や施設等への入退所等の契約を成年後見人等が代行して行うことで、本人の権利を守る制度。

た行

第三者評価制度

福祉サービスの質の向上と、利用者の適切な福祉サービス選択に役立てるため、専門的な知識をもつ中立的な第三者が客観的にサービスを評価し、評価結果を利用者や事業者に広く情報提供する制度。

団塊世代

戦後のベビーブーム世代（昭和22～24年生まれ）のことで、他の年齢層に比べ人口が多いことが特徴である。多様な生活様式や価値観をもつといわれている。

地域自立支援協議会

障害者自立支援法における地域生活支援事業のうち、必須事業である相談支援事業の中核機関として、支援困難事例の検討や必要な社会資源の検討などを行う協議の場。障害者関係団体、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者など、障害のある人を支える地域の関係機関から構成される。

地域包括支援センター

介護保険法の改正により、平成18年度から地域の高齢者の権利擁護や、保健・医療・福祉に関する総合相談等を行う機関として創設された。中央区内には、3か所設置されている。

定率負担

サービスを利用した場合に一定割合を負担するしくみ。障害者自立支援法に基づくサービスを利用した場合、利用者は原則として1割を負担することとなっている。

東京障害者職業センター

障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）に基づき都道府県に設置されている地域障害者職業センター。ハローワークとの連携のもと、障害のある人の就労に向けた相談・支援や事業主に対する障害者雇用にかかわる相談・助言・講習等を行う機関。

東京都心身障害者福祉センター

身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法により、都道府県に設置が義務づけられている身体・知的障害者更生相談所。障害の認定、障害者手帳の交付（精神障害者保健福祉手帳は除く）をはじめ、区市町村や地域の関係機関に対して、障害のある人への支援に関する専門的な相談・支援を行う機関。

トライアル雇用（障害者試行雇用事業）

企業が障害のある人を試行的に雇用（トライアル雇用）することにより、本格的な障害者雇用に取り組むきっかけづくりを進める事業。トライアル雇用を実施する事業主には奨励金が支給される。

な行

ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、社会の一員として、お互いを尊重し支えあいながら、地域の中で共に生活する社会こそが当たり前の社会である、という考え方。

は行

ハローワーク（公共職業安定所）

国（厚生労働省）によって設置された、職業安定法に基づく地域の総合的雇用サービス提供機関。各都道府県に数か所ずつ設置されており、仕事を探している人に就職に関する相談、職業紹介、雇用保険の給付などを行う。

法定雇用率

障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）において、事業主に雇用が義務づけられている、常用労働者に占める障害のある人の割合。常用労働者数 56 人以上の民間企業では 1.8%、官公庁では 2.1%の障害者を雇用することとされている。平成 17 年の障害者雇用促進法改正により、これまで雇用率制度の対象外であった精神障害のある人（精神障害者保健福祉手帳所持者）に対しても、雇用率が適用されることとなった。

中央区障害福祉計画策定委員会
報告書

平成 19 (2007) 年 2 月発行

刊行物登録番号
18-096

発行：中央区福祉保健部管理課
東京都中央区築地一丁目 1 番 1 号
TEL 03 (3546) 5394 (直通)

